

毎週火、金曜日発行(但休日に当る日を除く)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査官事務所

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき、昭和37年度に係る下記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和39年7月27日

鳥取県監査委員	浜田	田庄	二平
同	中田	玉	草
同	千代西尾	泰	
同	野坂	浩	賢

記

監査箇所	執行年月日
中部県税事務所	昭和38年8月6日
西部	8日
東部	22日
自治研修所	9月7日
社団法人鳥取県私学奨励会	30日
鳥取保健所	5月20日
倉吉	6月11日
米子	19日
那家	7月6日
根雨	17日
浜村	26日
身体障害者更生指導所	8月20日
身体障害者更生相談所	〃
精神薄弱者更生相談所	〃
衛生研究所	21日
中央児童相談所	30日

米子	〃	9月3日
倉吉	〃	11日
保育専門学院	〃	10日
鳥取県信用保証協会	〃	16日
大山観光会館	〃	2日
財団法人鳥取県大阪青年寮	〃	10月21日
大阪事務所	〃	22日
東京	〃	25日
農産物北九州あつ旋所	〃	6月13日
鳥取県農業信用基金協会	〃	9月4日
倉吉土木出張所	〃	4月18日
鳥取	〃	6月7日
根雨	〃	20日
米子	〃	7月18日
郡家	〃	9月12日
米子警察署	〃	9月13日
		3日

倉吉	〃	11日
鳥取	〃	30日
建築課	〃	10月8日
都市計画課	〃	
河港課	〃	11日
砂防課	〃	12日
道路課	〃	14日
管理課	〃	28日
社会教育課	〃	11月2日
管理課	〃	4日
義務教育課	〃	5日
高校教育課	〃	
体育保健課	〃	
秘書調査課	〃	6日
企業局(旧電気局)	〃	7日

県 税 事 務 所		所
中部県税事務所	昭和38年8月6日監査	二 草
監査委員	浜 田 庄	
同	千代西尾 泰	
西部県税事務所	昭和38年8月8日監査	二 平
監査委員	浜 田 庄	
同	中 田 玉	
同	野 坂 浩	
同	野 坂 賢	
東部県税事務所	昭和38年8月22日監査	二 平
監査委員	浜 田 庄	
同	中 田 玉	
同	千代西尾 泰	
同	千代西尾 章	

今般昭和37年度にかかる県税事務所の定期監査を執行したところ、各所とも賦課徴収の公平適正化に配慮して、税務行政の円滑な運営に努力しているものと認めた。

しかしながら、個々にわたって内容を見ると、後述するようになお、税法の運用、事務処理等につき留意改善を要する事項が見受けられるので、さらに運営の合理化、適正化に一層の配慮を望む。

なお、賦課徴収の概況等各所共通的事項で主なものは次のとおりである。

1 賦課徴収の状況について

(1) 課税状況

各所別の課税状況は次表のとおりである。

所 別	年 度 別	現 年 度		過 年 度		滞 納 繰 越		計	
		金 額	分 率	金 額	分 率	金 額	分 率	金 額	構 成 率
東 部	36年度に比し増減(同率%)	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
	36年度に比し増減(同率%)	444,530	93.6	21,911	4.6	8,528	1.8	474,969	100.0
		556,622	91.7	42,915	7.1	7,033	1.2	606,570	100.0
		112,092		21,004		1,495		131,601	
		(125.2)		(195.8)		(82.4)		(127.7)	

中部	36年度に比し増減(同率%)	196,482 202,230 (102.9)	94.4 92.6	8,172 13,054 (159.7)	3.9 6.0	3,552 3,241 338 (90.4)	1.7 1.4	208,206 218,498 10,292 (104.9)	100.0 100.0
西部	36年度に比し増減(同率%)	423,732 453,329 29,607 (106.9)	90.6 90.0	31,378 35,915 4,537 (114.4)	6.7 7.1	12,611 14,326 1,715 (113.8)	2.7 2.9	467,721 503,610 35,889 (107.6)	100.0 100.0
計	36年度に比し増減(同率%)	1,064,744 1,212,191 147,447 (113.8)	92.5 91.2	61,461 91,884 30,423 (149.4)	5.3 6.9	24,691 24,603 88 (99.6)	2.2 1.9	1,150,896 1,328,678 177,782 (115.4)	100.0 100.0

前年度に比較し東部は131,601千円、中部は10,292千円、西部は35,889千円それぞれ増加し、総額において177,782千円増加している。この内容をみると滞納繰越分は88千円減少しているが、反面現年度分は147,447千円、過年度分は30,423千円増加し、とくに過年度分の増加率が高くなっているが、これは事業税(法人分)、県民税(法人分)、不動産取得税において増加したものである。

なお、滞納繰越分を除き、現過年度分につき各所別にみると、前年度に比較し、東部は133,069千円、

中部は10,630千円、西部は34,144千円それぞれ増加している。

次に各税目別にみると、後に添付している県税事務所税目別調定収入調書のとおりで、調定額は前年度に比較し、個人事業税8,438千円、料理飲食等消費税1,437千円が主として税法の改正により減少、その他鉱区税449千円、狩猟者税234千円が減少したが、個人県民税が主として税法の改正によつて78,424千円増加しました、経済の伸張等によつて法人事業税57,709千円、軽油引取税28,891千円、自動車税

12,578千円、法人県民税6,603千円、不動産取得税2,844千円、娯楽施設利用税614千円、固定資産税557千円等が増加している。

(2) 徴収状況
各所別の徴収状況は次表のとおり

所別	年度別	現年度分		過年度分		滞納繰越分		計	
		金額 千円	調定額に 対する徴 収率 %	金額 千円	調定額に 対する徴 収率 %	金額 千円	調定額に 対する徴 収率 %	金額 千円	調定額に 対する徴 収率 %
東部	36年度に比し増減(同率%)	442,473 553,427 110,954 (125.0)	99.5 99.4	21,628 42,833 21,255 (198.2)	98.7 99.9	2,904 1,950 954 (67.1)	34.4 27.8	467,005 598,260 131,255 (128.1)	98.3 98.6
中部	36年度に比し増減(同率%)	195,344 201,120 5,776 (102.9)	99.4 99.5	8,163 13,049 4,886 (159.8)	99.8 99.9	1,075 988 87 (91.9)	30.2 30.7	204,582 215,157 10,575 (105.2)	98.2 98.5
西部	36年度に比し増減(同率%)	415,742 447,280 31,538 (107.6)	98.1 98.7	30,556 32,669 2,113 (106.9)	97.3 91.0	5,140 6,850 1,710 (133.2)	40.7 47.7	451,438 486,799 35,361 (107.8)	96.5 96.7
計	36年度に比し増減(同率%)	1,053,559 1,021,827 148,268 (114.1)	99.0 99.1	60,347 88,601 28,254 (146.8)	98.6 96.4	9,119 9,788 669 (107.7)	35.1 39.7	1,123,025 1,300,216 177,191 (115.8)	97.6 97.8

0003

00035

00037

収入総額は1,300,216千円で調定額に対する収入率97.8%を前年度に比較すると0.2%向上し、前記調定額の増もあつて177,191千円の増収となり、これを内容別にみると現年度分148,268千円、過年度分28,254千円、滞納繰越分669千円それぞれ増加している。さらに滞納繰越分を除いて各所別にみると、東部は133,209千円、中部は10,662千円、西部は33,651千円それぞれ増加している。

2 課税事務について

(1) 法人事業税

近年経済界の発展に伴ない、県内に法人の工場等の分散、誘致されるものが多く、これらのは握のため、従来より定期的又は随時に調査を行なつてはいるが、県内にこれら分割法人の事務所又は事業所の設置された場合、届け出が遅れがちとなつてはいる。これが早期発見に努力するとともに、管内法人事業所名簿の整備を図り、各関係機関との連携を密にして事務処理に適正を期する要がある。(特に西部)

(2) 個人県民税

滞納繰越分の徴収状況よりして、また県条例第37条第2項及び第4項に規定する賦課徴収状況報告書並びに滞納状況報告書の遅延勝ちである現状等よりして、成績不良市町村に対する税務指導とともに、特に滞納整理については、地方税法第48条の規定の活用方についてさらに留意されたい。(特に東部、西部)

(3) 個人事業税

税法の一部改正により、税率の軽減並びに専従者控除、譲渡損失控除等による税減があつたが、国税資格者及び自主決定の調査並びに課税資料のしゅう集等にあたり、課税の公平を期することは言うに及ばず、申告書の取扱、調査方法に関し、次の諸点について考究されたい。

ア 申告書どおり是認するものについての所長の決裁手続

イ 調査方法として申告前調査の実施

ウ 権衡調査の実施

(4) 不動産取得税

原状取得分について、地方税法第73条の18第3項の規定により市町村長より報告のあつた後調査が遅れ、2、3年も経つてから評価されているものがある。調査能率の向上を図るとともに、新建材使用増加等建築様式の変化に対応する評価計算について研修の要がある。なお、課税客体の完全捕捉についてもさらに努力するとともに人事異動によつて配置換えとなつた職員に対する税法の研修についても配意されたい。(中部、西部)

(5) 自動車税

年々自動車の使用増加と相まつて、事故自動車の数も増加の傾向にあるので、事故自動車の存否を確認し、所有者(使用者)に対する登録抹消方をしようとする等、適確なる処置を取り課税保留分の解消に努めるべきである。なお、当年度事故車輦として東部36台、中部34台、西部42台、計112台を課税保

00038

留し、これらについては自動税減免申請書等が相当以前より提出されており未処理となつてはいるので、これらの取扱について早期に検討されるよう県当局の考究を望む。

所の自動車台帳と陸運事務所の台帳との架合せにおいて登録漏れ、または異動の事実と不架合を生じているものがある。台帳の整理に適正を期されたい。

(6) 料理飲食等消費税

各種調査、資料のしゅう集、夜間を含む経費原税の強化等課税客体の捕捉による脱税防止、業者間の均衡保持に配意し、課税の公平適正化に努力しているが、なお次の点留意されたい。

ア 納入申告又は申告後、課税標準額及び税額の調査決定が遅れ勝ちで、なかには時機を失していると思われるものがあつたが、これが事務処理の迅速化に一層努力すること。

イ 納入申告又は申告にかかる課税標準額又は税額が、その調査したところと異なる場合、或は申告

00039

がなかつた場合には修正又は追加申告により処理し、過少申告又は不申告加算金を徴収していないものがあつたが、この取扱いについては徴収を要する。

ウ 普通旅館の課税にあたり、長期間毎年税額に変動がないものがあつた(中部)が普通旅館、飲食店等の課税の合理化、適正化についてはなお一層配慮すること。

エ 当年度121,403円(東部45件、39,760円、中部29件40,843円、西部34件40,800円)で経費検税を実施し、各所とも相当の成果を納めていたが、課税の適正化のためさらに経費の増額が望まれる。

(7) 娯楽施設利用税
課税にあつては、さらに経営等の実態は握に努め課税の適正化に一層配慮の要がある。
なお、臨時舞踏場につき申告納入の遅れているものがあり、また利用券返納届の未提出のものがある。これが適正処理についても配慮されたい。

(8) 軽油引取税
4ヶ月乃至5ヶ月に1回程度しか調査をしていないが、努めて実施し課税の適正化に努められたい。なお、既に引取税を課税されたものにつき地方税法第700条の11第4項に規定する証明のないものがあつたが、資料はもれのないよう整備されたい。(東部)

3 徴収事務について
(1) 徴収または換領の猶予申請の取扱として、分割納入の誓約をさせているものについては前回の監査でも指摘されたとおり、納入期限並びに納入金額を厳守させるとともに、申請書の猶予要件等充分審査し万遺漏ないよう配慮されたい。

(2) 地方税法第15条の3の規定に基づき徴収猶予にあたり、税額の2分の1を納めていないものについても、猶予している事例(中部、西部)が散見された。正規のとおり処理するよう留意されたい。

(3) 滞納処分を行ったもので滞納処分費の徴収渡れの

00040 (第3種郵便物 認可)

あるもの、滞納処分調書の作成に当り滞納の事実、債権者の動向等の把握が不充分なものがあつたので、留意されたい。

(4) 管理係窓口事務の統一化については鋭意努力のあとかうかがえるが、納税証明書の様式については本庁指示通りのものとし、事務能率の改善を図られたい。(中部)

(5) 県税滞納にかかる差押及び処理状況をみると、なかには差押後相当期間を経過しているにもかかわらず、未処理のまま事実上の換領猶予となつていているものがある。できる限り速かに整理されたい。

(6) 軽油引取税の徴収猶予にあたり、徴している担保のなかに預金証書があつたが適法と認めがたい。(東部)

(7) 徴税吏員が現金を領収したときは、県税条例施行規則で収納の日又はその翌日出納員に引き継がなければならぬことに定められているが、徴収先において直接支金庫に払込みできる制度を設けることについて当局の検討を望む。

4 納期内収納等の状況について
個人の県民税を除く税目別の調定額に対する納期内及び納期後の収入率の状況は次表のとおり

(単位%)

区分	納期内収納率				納期後収納率				合計収納率			
	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	計
普通	68.0	62.2	50.4	60.6	31.9	37.5	47.8	38.6	99.9	99.7	98.2	99.2
県民	70.0	58.2	60.6	64.9	29.9	41.5	38.6	34.7	99.9	99.7	99.2	99.6
法人	70.0	58.2	60.6	64.9	29.9	41.5	38.6	34.7	99.9	99.7	99.2	99.6
事業	72.2	54.5	50.8	63.6	27.7	45.2	47.4	35.8	99.9	99.7	98.2	99.4

法人	73.5	52.7	49.7	64.4	26.4	47.0	48.3	34.9	99.9	99.7	98.0	99.3
個人	56.1	62.4	56.9	57.6	43.7	37.5	42.3	42.0	99.8	99.9	99.2	99.6
不動産取得税	49.3	70.1	52.6	54.8	50.2	29.7	43.3	43.4	99.5	99.8	95.9	98.2
娯楽施設利用税	89.2	47.8	74.6	76.2	10.8	52.1	25.0	23.6	100.0	99.9	99.6	99.8
料理解飲等消費税	65.8	75.6	36.0	56.4	33.9	24.2	62.1	42.7	99.7	99.8	98.1	99.1
自動車税	41.8	46.8	41.7	42.9	58.1	52.9	56.4	56.3	99.9	99.7	98.1	99.2
自動車区別税	78.0	63.9	33.4	63.5	18.4	30.0	49.9	29.2	96.4	93.9	83.3	92.7
狩りよ者税	74.0	35.0	44.7	51.1	26.0	60.0	51.0	45.7	100.0	95.0	95.7	96.8
固定資産税	—	—	82.2	82.2	—	—	17.8	17.8	—	—	100.0	100.0
目的	14.4	24.8	5.4	12.9	85.6	75.2	94.5	87.0	100.0	100.0	99.9	99.9
軽油引取税	14.4	24.8	5.4	12.9	85.6	75.2	94.5	87.0	100.0	100.0	99.9	99.9
計	60.9	55.5	43.3	55.5	39.0	44.2	55.2	45.8	99.9	99.7	98.5	99.3
昭和36年度				55.0				46.1				99.1

(注) 滞納繰越分及び個人県民税を除く。

納期内収納率は53.5%で、前年度に比較すると0.5%とやや向上したが、収納率はなお低率で満足すべき状況とは認識し、さらに各所別みると、東部60.9%、中部55.5%、西部43.3%で前年度に比較して、東部は2.2%上昇していたが中部は3.8%、西部は0.8%とそれぞれ低下している。納税者の理解と協力を要請するPR

を強化し、納税貯蓄組合運動を通じ、納期内収納に格段の努力の要がある。
なお、個人県民税の調定収入状況は次表のとおり

区	分	(単位金額 千円)			
		東部	中部	西部	計
現、過年度分調定額		60,454	25,956	61,726	148,136
滞納繰越分調定額		3,643	766	3,201	7,610
計		64,097	26,722	64,927	155,746
現、過年度分収納額		57,677	25,248	58,609	141,534
滞納繰越分収納額		1,148	308	954	2,410
計		58,825	25,556	59,563	143,944
年間収納率		91.8%	95.6%	91.7%	92.4%
	36年度	87.2	92.7	90.1	89.3
不納欠損額		216	7	105	328
差引滞納額		5,056	1,159	5,238	11,473

収入率は92.4%で、前年度より3.1%向上したが、他税目に比し低率である。なお、市町村より県への払込が遅れないよう、地方税法第46条第4項の規定により適宜市町村の関係書類を閲覧するなど対策を講ぜられたい。

5 滞納繰越の整理について
滞納繰越分の収納状況は次表のとおりである。各所と

所別	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
					37年度	36年度
東部	7,033	1,950	975	4,108	27.8%	34.4%
中部	3,214	988	308	1,918	30.7%	30.2%
西部	14,356	6,850	785	6,720	47.7%	40.7%
計	24,603	9,788	2,069	12,746	39.7%	35.1%

も整理に努力し、収納率は39.7%で前年度に比較し4.6%上昇したが、さらに早期に徴収確保するよう努力されたい。

(単位千円)

6 収入未済額の整理について

県税収入未済額は26,378千円で、前年度に比較し1.42千円増加しているが収入済額は過剰納金2,896千円(西部分)が含まれているので、この金額を考慮すれば実質未収金は29,274千円となる。

各所別の未収金額及び整理状況は次表のとおりで、未収金額29,274千円に対する各所の占める割合は東部25%、中部10%、西部65%で西部が高率を占めている。

00043

未収額の早期整理及び市町村に対しては、個人県民税分の整理指導等について配慮されたい。

(単位千円)

区 分	東 部	中 部	西 部	計
財産価差額	353	358	3,613	4,324
換価差額	40	—	191	231
納付停止額	1,662	621	2,075	4,358
徴収要額	93	172	3,114	3,379
徴収要額	63	260	794	1,117
徴収要額	—	16	104	120
徴収要額	—	89	311	406
徴収要額	—	8	—	8
徴収要額	46	351	3,461	3,858
徴収要額	2,263	1,875	13,663	17,801
徴収要額	5,056	1,159	5,258	11,473
徴収要額	7,319	3,034	18,921	29,274
個人県民税分				
計				

7 機動力について

当年度に 876,000円で自動車1台(東部県税分)を更
新したほか、364,000円で単車4台を購入し、年度未
現在で自動車3台(東部、中部、西部各1台) 単車7
台(東部3台、中部2台、西部2台)の配置となつて

いたが、使用管理状況をみるに、既存の単車には使用不能のものが多く、補修費用も増えようの一途を辿つて
いる。第一繰賦課徴収実務陣容強化のために機動力の
補強が望まれる。
なお、事務能率の向上に資するため、県税事務の機械
化についても考慮の要がある。

8 財産管理について

西部県税事務所が管理している西部総合事務所敷地裏
側境界の明確化及び同敷地にある民家の処分方につい
ては、前回も指摘された事項であるが、なおそのま
まとなつているので、早期に適切な措置を講ずるよう重
ねて要望する。

9 予算の執行について

(1) 37年度予算執行の概況をみると歳入決算は県税、
雑収入等3事務所合計調定額 1,358,689,529円、収
入済額1,319,000,471円、不納欠損額2,201,106円、
収入未済額37,487,352円でのうち殆んどが県税で
その状況は前述したとおりである。また、歳出は予算

00044

令達額東部46,457,111円、中部26,555,692円、西部
43,884,224円で、3事務所とも全額執行していた。
(2) 経理出納その他事務について、次の点留意された
い。
ア 軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料収入

にあたり、各所とも証紙収納事務整理が遅れてい
るものがあつた。また、西部は収入証紙徴収整理
簿が設けてなかつた。正規のとおり処理されたい。
10 各県税事務所税目別調定収入の状況は次表のとおり
である。

県 税 事 務 所 科 目 別 調 定 収 入 調 査 書

税 目	調定別 収入	年度別	東 部 県 税	中 部 県 税	西 部 県 税	計		
法 人 県 民 税	調 定 収 入	3 3 増	28,919千円 38,671 9,752	△	11,416千円 8,699 2,712	△	32,696千円 32,264 432	73,031千円 79,634 6,603
		3 3 増	28,785 38,668 9,883	△	11,340 8,675 2,665	△	32,355 32,027 528	72,500 79,370 6,870
		6 7 減	27,430 60,454 32,824		11,312 25,956 14,644		30,770 61,726 30,956	69,712 148,136 78,424
個 人 県 民 税	調 定 収 入	3 3 増	26,293 57,676 31,383		10,975 25,248 14,273		29,286 58,610 29,324	66,554 141,534 74,980
		6 7 減	204,069 281,429 77,360	△	63,241 46,263 16,998	△	138,877 136,224 2,653	406,207 463,916 57,709
		3 3 増						
法 人 事 業 税	調 定	6 7 減						

個人事業税	収入	67減	205,822		62,912	134,297	403,031
	調定	33増	281,375	△	46,152	135,563	461,058
	収入	67減	77,541		16,780	2,734	58,027
不動産取得税	収入	67減	27,553		11,787	30,359	69,679
	調定	33増	25,856	△	11,257	26,128	61,241
	収入	67減	3,677		530	4,231	8,438
娯楽施設利用税	収入	67減	22,423		11,745	29,933	69,101
	調定	33増	23,814	△	11,255	25,942	61,011
	収入	67減	5,609		490	3,991	8,090
料飲飲食等消費税	収入	67減	20,776		8,857	20,100	49,735
	調定	33増	22,007	△	10,871	19,699	52,577
	収入	67減	1,231		2,014	401	2,844
自動車税	収入	67減	20,717		8,830	19,761	49,308
	調定	33増	21,905	△	10,857	18,894	51,654
	収入	67減	1,186		2,027	857	2,346
固定資産税	収入	67減	3,968		1,806	4,327	10,101
	調定	33増	4,522	△	1,846	4,347	10,715
	収入	67減	554		40	20	614
所得税	収入	67減	3,966		1,806	4,311	10,083
	調定	33増	4,522	△	1,846	4,331	10,698
	収入	67減	556		39	20	615
酒税	収入	67減	61,456		54,376	78,573	194,405
	調定	33増	60,384	△	54,283	78,301	192,988
	収入	67減	1,072		96	272	1,437
酒税	収入	67減	61,235		54,265	75,739	191,237
	調定	33増	60,246	△	54,225	79,834	191,305
	収入	67減	989		38	1,095	88

個人事業税	収入	67減	29,704		17,114	29,607	76,425
	調定	33増	34,550	△	20,320	34,033	89,003
	収入	67減	4,946		3,206	4,426	12,578
不動産取得税	収入	67減	29,662		17,022	28,874	75,558
	調定	33増	34,634	△	20,257	33,402	88,293
	収入	67減	4,972		3,235	4,528	12,735
娯楽施設利用税	収入	67減	2,628		1,738	1,280	5,666
	調定	33増	2,223	△	1,897	1,097	5,217
	収入	67減	405		139	183	449
酒税	収入	67減	2,440		1,632	1,169	5,241
	調定	33増	2,442	△	1,784	1,914	4,840
	収入	67減	298		152	255	401
酒税	収入	67減	47		9	61	117
	調定	33増	27	△	11	47	94
	収入	67減	27		12	14	23
軽油引取税	収入	67減	59,711		22,955	60,916	143,582
	調定	33増	71,515	△	33,873	67,285	172,473
	収入	67減	11,604		10,918	6,359	28,891
固定資産税	収入	67減	59,711		22,955	60,916	143,582
	調定	33増	71,515	△	33,873	67,285	172,471
	収入	67減	11,604		10,918	6,357	28,889

収入	33増	67減	—	—	27,544 28,103 557	27,544 28,103 557
収入	33増	67減	△	△	8,528 7,035 1,495	24,691 24,603 88
繰越額	33増	67減	△	△	29,04 1,950 1,954	9,119 9,788 669
合計	33増	67減	—	—	474,969 606,571 131,602	1,150,893 1,328,680 177,787
収入	33増	67減	—	—	467,005 598,260 131,255	1,300,216 1,477,192

自治研修所 昭和38年9月7日監査

監査委員 浜田庄平
同 中田玉平

1 予算の執行について

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳入	予算令達額	調達額	収入額	収入未済額	予算令達額に比し減	摘要
項納付金	0	19,338	19,338	—	19,338	自治研修所運営費
雑入	0	937,000	937,000	—	937,000	
合計	0	956,338	956,338	—	956,338	

歳出	予算令達額	支出済額	不用額
職員給与	1,975,046	1,975,046	—
諸手当	995,392	995,392	—
自治研究所費	1,875,000	1,875,000	—
人事管理費	40,080	40,080	—
合計	4,885,518	4,885,518	—

(2) 経理出納その他事務について次の点留意されたい。

ア 講師謝礼用砂丘焼の購入にあたり、消耗品費から支出しているが、報償費から支出するのが妥当と思われる。

イ 当所の備付図書の出、保管状況をみると返済期日が過ぎてきているのに、返済されていないものがある。出納管理を一層厳にされたい。

2 研修計画並びに実績について
38年8月現在の研修対象者と、参加者の状況は次表の

とおりで、県及び市職員の第4部標準及び第3部第1次研修は対象者の40%乃至70%が研修を終了しているが、町村職員は低調であり、また、研修課程が進むにしたがつて県及び市町村職員とも甚しく低率である。現施設を最大限に活用しても、未修了者に対する完全実施には今後長年月を要する実情であり、施設拡充等により未修了者の消化が今後の課題である。なお、当年度所内で実施した研修は、県及び市町村を合わせて年間49回、延307日、1,882人の計画に対し、実績は49回、延305日、1,938人で、参加人員は計画を上廻る実績をあげていたが、年度後半の12月以降は、計画しても余り参加希望がないようでは比較的低調である。さらに適切な計画の樹立と参加勧奨指導に配慮を望む。

社団法人鳥取県私学振興会

昭和38年9月30日監査

監査委員	浜田庄二
	中田玉平
	千代西尾泰章
	同

当会は、鳥取県内私学教育振興のため、会員が設置する私立学校の経営のため必要な資金の貸付、または助成を行なう目的で、昭和37年6月11日に設立されたものである。具は当会の趣旨に賛同し、昭和37年度に6,000,000円を出資しているので、今回の監査は、設立後の事業運営状況等について執行した。その結果、県の出資金は資産の一部として設置目的に沿って活用され、効果的な運営に努力していたが、なお、資産の造成等に配慮すべきものがあるので、設置目的に沿った円滑な運営が期待されるよう県の指導援助を望む。

なお、業務運営の細部事項は、おおむね次のとおりである。

1 事業所及び役職員の状況について

区分	県職員		市職員		町村職員	
	対象者	修了率	対象者	修了率	対象者	修了率
第四部 課長補佐、保 長級 長補給	737人	365/49.5 140/19.0 47/6.4	335人	236/70.4 151/45.1 54/16.1	651人	168/25.8 47/7.2 10/1.5
第三部 吏員	1,585人	921/58.1 279/17.6 208/13.1	844人	341/40.4 178/21.1 124/14.7	941人	147/15.6 47/5.0 5/0.0
第二部 補助職員	890人	361/40.6	371人	145/39.1	283人	97/36.9

3 研修施設について

研究施設の拡充整備については、前回の監査でも指摘されたとおりで、前記研修実績からしても早期にこれが実現するよう望む。

なお、現状では宿泊施設とくに女子職員の宿泊に困っており、また、浴場の新設にも迫られているので、これらについて当局の検討善処を望む。

(1) 事業所は米子市米原523番地 米子北高等学校内に置いている。

(2) 役員は理事長、副理事長(いずれも理事の互選による。)理事9名計11名(会員代表8名、学識経験者3名で、いずれも総会において選任) 監事3名(会員代表2名、学識経験者1名で、いずれも総会において選任)を置き、また、職員は昭和37年6月1日から専任の事務局長1名を置き、業務運営にあつてている。

2 会員及び出資金の状況について

(1) 会員は普通会員及び特別会員より成り、昭和37年度末現在の普通会員は高等学校4、幼稚園10、各種学校4、計18団体、また、特別会員は鳥取県及び鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の計5団体であつた。

(2) 普通会員の出資金は、その会員の経営する学校の在籍生徒児童数に応じ、生徒1人当り月額、高等学校は30円、幼稚園は10円、各種学校は20円の割で出資するもので、当年度の出資金は1,124,980円(高

等学校4校分835,350円、幼稚園10園分185,350円、各種学校4校分104,280円)であつた。また、特別会員の出資金は6,800,000円(鳥取県6,000,000円、鳥取市300,000円、米子市300,000円、倉吉市200,000円)で、当年度の出資金総額は7,924,980円となつていた。

3 貸付の状況について

会員に対する貸付は、前記出資金を指定金融機関に預託して、貸付資金の融資を受けて貸付けるもので、当年度は一部会員からの出資が遅れたため、県の出資金6,000,000円と普通会員の出資金920,000余円計6,920,000余円を原資としてこの2.5倍相当額17,250,000円を借入れし、これを公表のとおり全額貸付したほか、1団体に對し運営資金として50,000円の短期貸付を実施していた。

区分	貸付総額 員数	事情 申込額	貸付額	主な事業内容	
高等学校	440	652,141,175	8,500	校地、運動場用地買収、 校舎新築等	
幼稚園	521,994	12,305	7,600	園舎、附属建物新築、修 理、設備購入	
各種学校	2	3,939	2,950	1,150	運動場用地買収、校舎新 築、屋根修理、設備購入
小計	1166	565,299	4,300	17,250	運営資金(短期)
幼稚園	1	50	50	50	
合計	1266	615,299	48017,300		

4 貸借対照表等について

貸借対照表及び損益計算書は別添のとおりで当年度は146,904円損失金を生じていた。

5 運営の健全化等について

(1) 高等学校生徒急増対策に伴う施設設備の整備充実等私学振興のための、資金需要は今後増大することが予想されるが、これら貸付資金は出資金の多寡に直接左右されるので、出資金による資本金の増加確保については、国の私学振興会よりの貸付とも十分ならみ合わせてなお一層の配慮を望む。

(2) 運営費は、融資銀行に預託した出資金に対する利息及び貸付手数料を主な財源としているので、この面でも出資金の多寡と収納の時期に影響されるが、当年度の出資金の収納状況をみると、大口出資者である特別会員の出資金は県分6,000,000円を9月に収納したのみで、鳥取市、米子市、倉吉市分は当年度収入として決算はしていたものの年度経過後に収納し、また境港市分200,000円は未収となっていた。したがって予定した財源を確保することができず、短期借入をもとして運営し、結果的には前記のとおり146,904円の損失金を生じていた。

(3) 貸付の対象となつた事業の完了報告が提出されていらないもの、遅れているものがあつたが、貸付金の使途の適正化、事業実施の確実性を期するためにも完了報告は速かに提出させ、実績の確認方について一層の配慮を望む。

別添 貸借対照表

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
I 資産	円	I 負債	円
1 流動資産	25,328,076	1 流動負債	17,550,000
現金	9,479,076	短期借入金	1,701,000
預金	2,382	固定負債	15,849,000
短期貸付金	8,025,694	2 長期借入金	15,849,000
長期貸付金	1,451,000	資本	7,924,980
2 固定資産	15,849,000	特別出資金	6,800,000
長期貸付金	15,849,000	会員出資金	1,124,980
本年度損失	146,904	合計	25,474,980
合計	25,474,980	合計	25,474,980

損益計算書

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
I 法人運営費	円	I 利息及手数料	円
旅費	63,442	預金利息	857,569
会議費	11,590	貸付金利息	145,089
雑費	51,852	貸付手数料	519,980
I 事務	415,639		172,500

与	275,000	給	146,904
旅費	16,295	消費	10,119
消耗品費	6,210	印刷	19,850
通信費	16,050	雑費	72,135
印刷費	19,850	支払利息	505,392
雑費	72,135	借入金利息	505,392
支払利息	505,392	合計	984,473
借入金利息	505,392	本年度損失	146,904
合計	984,473	合計	984,473

保健所

今般昭和37年度にかかる保健所の定期監査を執行したが、その結果、各所ともそれぞれ所管業務に努力しているものと認められた。しかしながら、後述するように、なお、検討善処すべき点が見受けられるので、これらの諸点についてにはさらに適切な措置、対策を講じ、公衆衛生の向上に一層の配慮をされるよう望む。
各所共通的な指適事項で主なものは次のとおりである。

1 組織、機構について
 保健所職員の配置状況は厚生省基準を下廻り、とくに、医師、保健婦、各種監視員等の技術職員の不足が、逐年増大しつつある保健業務の、運営上のあい路となっている。これら技術職員の充足とともに、この際、合併の促進によつて規模の拡大した市町村における保健

衛生担当部門の強化法を指導し、業務によつては、市町村に実施させる等、現在の保健所業務運営の在り方についても当局の検討を望む。
 2 結核予防事業について
 結核予防法による定期結核検診のうち、一般住民及び事業所の実施状況は次表のとおりである。

一般住民及び事業所結核検診実施状況

区分	一般住民			事業所		
	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度
鳥取	68,876	39,825	57.8%	18,424	8,143	44.2%
郡	32,493	25,802	73.3%	2,715	2,414	88.9%
浜	15,639	13,196	84.4%	1,270	1,213	95.5%
倉	64,614	45,966	71.1%	19,114	6,596	34.5%
米	104,076	57,156	35.7%	32,448	27,995	86.3%
根	22,491	17,731	78.8%	2,216	1,796	81.0%
合	308,189	177,676	57.7%	76,187	48,157	63.2%

一般住民の受診率は57.7%で、前年度より4.8%上昇し、内容をみると、鳥取、郡家、浜村は低下していたが、倉吉、米子、根雨は上昇していた。また事業所のうち、官公庁は100%に近い成績をあげていたが、小規模事業所は実態把握が困難で、依然として実績があらさず、とくに、鳥取、倉吉が前年度より低率を示していた。市町村実施体制の強化指導と住民に対する啓蒙宣伝を活発に行なつて受診思想を常識化し、特に労働機関等との連けいによつて、小規模事業所の把握に努め受診の督促に一層配慮するとともに、長期未受診者を把握して、これが受診の徹底を期するよう格別の配慮を望む。

3 伝染病予防事業について

(1) 法定伝染病の発生状況は、前年度に比較して浜村、根雨は減少していたが、その他の保健所はいずれも増加していた。内容は赤痢が85%程度を占めており、このうち集団発生は8件、614名で、前年度の11件、390名に比較すると、件数は減少していたが患者数

は倍増していた。

当年度江府町が赤痢予防特別対策地区に指定され、3ヶ年計画で総合的予防対策を実施することになり、また、各保健所毎に管内防疫地図を作成する等、防疫対策に配慮されているが、前記発生増加の現状にかんがみ、なお一層努力の要がある。

(2) 法定伝染病発生受理簿の処理状況をみると、なかにはかなり遅れて受理されている事例があつた。郡部に居住している者で、都市部の保健所管内で診断された場合の届出にかなりの日時を要している。法定時限までの届出厳守については、医師の指導は勿論、市町村及び保健所相互間でさらに緊密な連携をとつて、届出事務を迅速化し、防疫に万全を期されたい。

(3) 定期予防接種の実施については、鳥取及び郡家保健所を除いて、おおむね前年度を上廻る成績をあげていたことは、結構である。さらに接種率の向上に努められたい。

00055

4 精神衛生事業について

- (1) 精神衛生法に基づき委託病床は、30床増えて、今年度から180床となり、年度末の措置入院患者は209名(鳥取44名、郡家28名、浜村10名、倉吉58名、米子49名、根雨19名、県外者1名)で、該当患者が大巾に救われたことは結構である。しかし措置入院までの事務処理において、(診察及び保護の申請から入院命令まで)相当の日時を費やしていると思われる。鑑定医の鑑定書が遅れることもこの原因の一つとなつているので、鑑定医とさらに果密な連絡をとつて、該当患者の早期措置がなされるよう一層の配慮を望む。
- (2) また、当年度新規に在宅精神障害者の家庭訪問指導を実施していたが、各所とも年度未差し追つて実施し、なかには、(浜村)年度経過後実施している所もあつたので、計画的、効率的な指導のなし得るよう一層の配慮を望む。
- (3) 精神衛生費負担金の調定収入にあつて、3月分

を翌年度に調定収入している所(倉吉)があるが、この取扱は検討を要する。

- 5 家族計画普及事業について
特に生活保護家庭及び低所得階層に対し、受胎調節のための器具薬品を交付して指導員が指導にあたつているが、指導票及び4半期毎に提出する指導実績報告等の内容をみると、器具薬品の交付及び指導の記録が不十分なものが、交付数量に不適合を生じているものを各保健所とも見受けられた。器具薬品の交付並びに指導状況等は明確に記録整備しおきたい。
- 6 保健所運営協議会について
各所に設置されている保健所運営協議会は開催の時期、運営の在り方に検討を要するものがある。なかには(米子)公職選挙実施の関係もあつて、年度中に開催していない所もあつた。協議会設置目的に沿つた運営に一層配慮の要がある。
- 7 狂犬病予防事業について
犬の登録、予防注射及び捕獲犬の状況は次のとおりで

00056

ある。

保 種 名	年 度	鳥 取 郡	家 浜 村	倉 吉 米 子 根 雨	計			
登 録	36 37	1,945 2,092	871 906	338 389	2,442 2,599	3,337 3,650	941 989	9,874 10,625
注 射	36 37	3,230 3,361	1,414 1,448	559 644	4,181 4,461	5,458 5,773	1,708 1,724	16,550 17,421
注 射 比	36 37	83.0 80.3	81.2 79.9	82.7 82.8	85.6 85.8	81.8 79.1	90.8 87.7	83.7 82.0
捕 獲	36 37	339 464	113 160	94 103	219 277	231 527	120 90	1,116 1,421
処 分	36 37	298 354	89 94	74 85	39 222	138 195	47 27	685 977
返 還	36 37	41 110	24 66	20 18	180 55	93 132	73 63	431 444

(注) 注射比は注射数の二分の一を登録数で除したものである。

登録犬の総数は10,625頭で、前年度に比し751頭増加したが、注射比は全般的に低下している。また捕獲犬に對する返還犬の比は総数で31.2%(前年度39.8%)を占め、返還犬の大部分は無登録犬並びに無注射犬である。

狂犬病発生防止のため、犬飼育者に対し、登録並びに予防注射を受けさせること。特に第2回目注射を受けさせることについて格段の努力をされたい。なお、野犬捕獲は1,421頭で、逐年増加しているが、捕獲車は県下(鳥取地区)に1台しかなく各保健所が持廻り使用しており、また、捕獲人の兼務を余儀なくする等諸般の悪条件ももなつて、事業遂行隘路となつているので県当局の配慮を望む。

飼犬の管理状況、無登録、無注射等についての調査がされているが、この資料が十分に活用されていない。利用方法について留意されたい。

捕獲犬の処分にあつて、野犬捕獲奨励として捕獲人に無償交付しているものがあるが、その後の処理状況が不明確である。適切なる処分方法を考究するとともに、必要経費の予算措置について配慮されたい。なお、捕獲日誌による捕獲業務報告は明確に実行させられたい。

- 8 と畜検査について
と畜検査頭数は次表のとおりで、

保健所管内	昭和37年度			昭和36年度		
	牛	豚	その他	牛	豚	その他
鳥取	1,698	3,997	240	1,401	2,050	104
茨城	—	—	—	—	91	537
倉米	676	1,341	101	632	706	117
吉子	4,049	17,404	663	3,359	12,201	969
計	6,423	22,742	1,004	5,392	15,048	1,727

前年に比較すると8,002頭(内豚7,694頭)増加し、特に米子管内は5,587頭と激増していた近年豚の飼育が急増し、また、枝肉出荷が多くなるにつれてと殺数が増えと畜検査員の不足が認められる。なお、密殺頭数も相当数あるものと推察されるが当年度において摘発

送局されたものは米子に6件あった。密と殺の取締りについてはさらに努力されたい。

9 食品衛生について

(1) 食品衛生監視状況は次表のとおりで、

保健所名	鳥取	郡家	浜村	倉吉	米子	根雨	計
監視対象施設数	1,258	379	156	1,165	1,981	222	5,161
法定監視回数	13,182	4,724	1,480	11,420	19,074	2,302	52,182

保健所の計画数	実績		法定回数に対する実績比%	監視従事者数 (環境衛生監視業務) 一人当監視実績(平均)	監視実施に伴なう指導数
	実績	実績比%			
1,490	1,610	142	12.2	2	474
431	402	299	3.0	2	12
1,016	1,142	10.0	10.0	1	210
3,059	3,557	18.6	18.6	2	3
664	337	14.6	14.6	1	26
7,062	7,087	13.6	13.6	11	1,037

10 栄養改善指導について

栄養相談、集団指導、給食施設指導等によつて食生活と栄養改善に努めていた。所に配置された栄養士の数の現状よりして、管内の生活改良普及員、給食関係、栄養士、食生活改善推進員等と連携を密にして集団指導に重点を置くとか、その方法についてなお、工夫することともに、管内の栄養指導センターともなるよう努められたい。

11 環境衛生監視状況について

(1) し尿処理について

監視回数は、前年度より675回増加したが、法定監視回数に比較すれば13.6%にしか過ぎない。これは監視職員の不足に加え他業務との兼務者が多いためと認められる。年々加工食品の種類と量が増えつつある現状等からして、監視職員の配置と機動力等のカバーによる効率化について配慮されたい。

(2) 食品営業継続許可申請手続が規定期限内に行なわれていないものが多い。期限前に申請させるとともに、営業許可証の表示方についてもその正常化に努められたい。

00059

化学肥料の普及とともに衛生的見地から、市街地は勿論、農村部においても、し尿処理は緊急を要する問題となつて来ている。し尿処理施設の設置について市町村を指導奨励するとともに、し尿汲取業者の終末処理についてさらに監視を厳にするよう留意されたい。

(2) 理美容、クリーニング従事者の定期健康診断の実施状況は、第1回の受診率は90%と良好な成績をあげているが、第2回の受診率はやや下廻つている。これは主として、年中途よりの従事者の異動によるものであつたが、受診対象者の把握と監視には一層配慮の要がある。

12 保健婦活動について

保健婦の家庭訪問回数は次表のとおりで、

所別	年度	結核病	伝染性乳幼児病	未熟性母性病	成人性病	その他	計		
(活動保)	36	2,825	24	852	137/13	77	19	649	4,591
(健康取)	37	4,017	10	1,122	62—	93	34	282	5,620

郡	家(5)	浜村(4)	倉吉(8)	米子(3)	根雨(5)	計(47)
36	1,858	596	1,855	1,835	455	9,420
37	1,762	911	2,429	2,002	355	11,476
49	63	9	126	475	135	850
79	49	31	557	278	58	965
351	79	257	338	76	223	1,568
10—	44—	51	482	25	261	2,549
3	16	31	30	20	20	248
—	16	16	3	1	1	207
—	—	11	8	3	—	6
—	—	29	115	20	50	323
—	—	1	3	19	—	23
383	400	74	48	1,176	1,004	3,334
2,396	400	37	149	877	544	2,289
2,622	775	1,283	3,745	3,515	1,836	15,545
						17,872

保健婦活動を要する業務は年々累加し、当年度は前年度に比し、2,327回増加し、努力していった。なお、市町村保健婦と所の保健婦との活動分野については、さらに検討されたい。

13 水道施設について

水道敷設は逐年増加し、所別の普及状況は次表のとおりで、

14 集団結核検診料について

集団結核検診料は、精密検診が終了した後において、間接撮影分と一括して測定しているため、測定事務が相当遅れているが、37年4月主管部長の通牒にもあつたり、その都度測定収入するようされたい。(鳥取、倉吉、米子、浜村)

鳥取	保健所	昭和三8年5月20日監査
監査委員	浜田庄二	
同	中田玉平	

1 薬事監視指導等について

(1) 薬事監視並びに毒物動物取締りについては、その対象が多く、かつ当年度は許可(登録)の一斉更新等の内部事務に追われ、監視、取締りが不充分のように見受けられた。計画的な監視、取締りにつき一層徹底を期されたい。なお、薬局等で構造設備基準に合わないものの改善指導についても一層の配慮を望む。

00060

鳥取郡	家庭	浜村	倉吉	米子	根雨	計
67	124	20	75	36	33	355
75.3	55.5	21.2	58.0	71.3	36.7	63.0
109,195	40,299	6,057	75,674	137,627	14,115	382,967
減菌機のない施設給水人口						
小規模水道施設数	61	69	19	80	38	26
給水人口	4,275	4,779	1,477	6,072	3,092	1,714
						21,409

(注) 県衛生統計年報より資料を使用する。(昭和37年末現在)

普及率は、前年度に比較すると、計において4.9%増加しているが、県平均普及率55%に比較して根雨、浜村管内は依然として低調である。簡易水道、小規模水道等については減菌機のないもの、あるいは維持管理が不充分のため減菌機の使用が適切でなく、また水質検査が滞り行されないものなどがあるので、これらについて、市町村当局に対する指導をさらに強化されたい。

- (2) 薬事関係許可(登録)台帳を新しく作成中であったが、早期に整備されたい。
- 2 精神衛生事業について
在宅精神障害者の訪問指導を実施していたが、訪問指導記録のないもの、記録内容の不十分なものがあつたので、今後における指導上の指針にするためにも明確に整備しておくべきである。
- 3 機動力の増強について
現在使用中のレントゲン運搬用自動車は、昭和28年に購入した中古車で、老朽化しているため多額の修繕費を要し、しかも外車で修理に困っている。これが更新について当局の配慮を望む。また、原動機付自転車があるが配置されているが、なお不充分で、特に監視員の不足を補う意味でもオートバイの増配置が望まれる。
- 4 栄養調理室及びレントゲン室は狭いので平常の業務遂行に不便を生じているので、これらの逐次増築整備が望まれる。
- 5 結核患者を隔離入居させるため各所に配置されてい

た居宅療養室は、主管課から処分方通知があり、当所は年度末に棄却処分をしていた。他の保健所が有償私下げしているのに照し、検討を要すると認めた。物品の処分については一層慎重を期されたい。

6 予算の執行について

(1) 38年4月末現在における予算執行の概況は、保健所使用料等歳入予算令達額 5,998,000円に対し調定額は5,937,966円、収入済額は4,050,998円で、歳出は人件費、運営費、結核関係事業費等予算令達額35,139,234円に対し33,294,028円を支出していた。

(2) 経理出納その他事務について次の点留意されたい。

- ア 結核集団検診にあたり、各団体長との委託契約がなされていないもの、契約内容が不備のものがあった。
- イ 集団結核検診料の収入については、受診人員の適確な把握につき一層配慮すること。
- ウ レントゲンフィルムを受払は一層正確を期すること。

- エ 薬事法及び毒物劇物取締法に基づく許可(登録)手数料の証紙収納事務整理が遅れているものがあった。
 - オ 物品購入にあたり寸度過ぎてもなお、納品されていらないものがあった。計画的予算の執行に配慮すること。
 - カ と畜検査申請書に添付の、収入証紙の消印の洩れがあつた。犬の登録及び注射に伴なう証紙収入について、鳥取県収入証紙取扱細則第15条の規定による徴収整理簿の整理が不備である。
 - キ 使用料及び手数料、母子衛生費負担金等の常時における収納整理に一層努力すること。
- | | |
|-------|--------------|
| 倉吉保健所 | 昭和38年6月11日監査 |
| 監査委員 | 浜田庄二 |
| 同 | 中田玉平 |
- 1 医療監視について
38年3月末現在における当所管内の医療監視対象数は

184箇所(病院9箇所、診療所79箇所、歯科診療所34箇所、助産所4箇所、施術所58箇所)あり、病院を除く他の施設については当年度も主管課の指示に基づいて、調査指導を実施することになつていたが、年度内に実施せず、38年度に見送つていた。他の業務等を勘案した適切な計画のもとに適時実施し、監視指導に万全を期されたい。

2 施設設備等について
当年度 180,000円で付倉屋根瓦を葺き替えたほか、X線直接撮影装置(購入価格1,250,000円)並びに原動機付自転車1台(購入価格117,500円)が配置されていたが、X線断層撮影装置は、昭和50年に購入した立位撮影の旧式のもので、すでに精度を欠き業務に支障を生じている。更新について当局の配慮を望む。

3 予算執行について

(1) 保健所使用料及び手数料等歳入予算令達額5,717,000円に対し、調定額は5,357,773円で、歳出は人件費、運営費、結核予防事業費等予算令達額33,516.5

67円に対し33,446,446円を支出していた。

- (2) 経理出納その他事務について次の点留意されたい。
 - ア 精神衛生費負担金の徴収については、本課と連携いをとつて早期に調定収納するようにされたい。なお、調定遅れと思われるものがあつたので、調査の上適正に処理すること。
 - イ 在宅精神障害者の訪問指導記録と指導のための旅行命令日に不適合のものがあつた。
 - ウ 暖房用燃料の購入にあつては、年間所要量につき適確な見通しのもとに適期に購入する等、予算の効率的執行に一層配慮すること。
 - エ 収入事務において調定遅れ、重複調定等の誤謬があり、また歳入調定元帳、同調定補助票、同整理カードの整理もよくないので、これらについて遺憾のないよう配慮されたい。
 - オ 歳出予算流用で各目各節間の流用が甚だ多く、また、支出科目に検討を要すべきもの等が見受けられた。慎重なる予算執行に努められたい。

カ と畜検査手数料の過納となつていたもの2件、調定遅れ1件等がある。それぞれ58年度において是正するとともに、今後の証紙収入事務は一層適正を期すること。

米子保健所	昭和38年6月19日監査
監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	野坂浩賢

1 結核集団検診について

管内一般住民の集団検診については、本年度は境港市に対し人口密度の高い旧市内を実施地区として指導したことで、岸本町が全地区を実施したこと、従来低調であつた名和町に対しPRを強化したこと等によつて管内受診率は前年度を41.6%上廻る35.7%となり、努力のあとがうかがわれたが、共通的事項で述べたとおり他所に比較するとなお低調である。米子市及び境港市は担当陣容、予算等に制約を受け、おおむね3年乃至

4年に1巡回の計画で実施しており、米子市の如きは受診率7.2% (前年度8.8%) と極度に低くなつていて。市町村実施体制の如何が大きく受診率を左右しているのでこれが強化指導と住民に対する啓蒙宣伝に、一層配慮せられたい。

- 2 医療並びに薬事監視指導について

診療所等の調査指導結果は、監査当時とりまとめであつたが、早期に整理されたい。また、薬事監視については薬局等で設備構造基準に合致しないものの改善指導についても、配慮を望む。
- 3 施設設備等について

当年度、X線問接撮影装置 (購入価額943,000円) 及び原動機付自転車1台 (117,500円) が配置されたが、衛生試験検査機具のうち、透心分離機等故障の多いものがあり、また冷蔵庫も現有的もののみでは不足し、平常業務に支障を生じているので、これらの整備についても、当局の配慮を望む。
- 4 予算執行について

(1) 予算執行の概況は、保健所使用材料及び手数料等歳入予算合達額 8,744,000円に対し、調定額は前年度以前繰越額を含めて8,276,341円、収入済額は8,271,341円で、差引15,000円が未収入となつており、歳出は人件費、運営費、結核予防行政費等予算合達額 39,595,718円に対し、39,554,841円を支出していた。

- (2) 経理出納その他事務について次の点留意されたい。
 - ア 在宅精神障害者の訪問指導記録と訪問指導のため、旅行命令日に不適合のものがあつた。
 - イ 収入未済額 5,000円の早期収納整理に努力すること。

ウ 契約によつて施設内の清掃と外来者の下足整理を行なつているが、下足料金、雇傭契約の内容、施設使用料等のそれぞれに疑義がある。保健所の合理的な運営に適応した処置を講ぜられたい。

郡 家 保 健 所 昭 和 38 年 7 月 6 日 監 査
 監 査 委 員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 野 坂 浩 賢

1 定期予防接種について

管内全対象者に対する定期予防接種の接種率は、種痘93.1%（前年93.6%）、ジフテリヲ81.7%（前年96.4%）、百日せき66.4%（前年77.8%）、腸バテラ66.9%（前年56.2%）、急性灰白髄炎38.1%（前年86.8%）で、腸バテラを除いては、いずれも前年実績を下廻っていた。原因は一部の町村で衛生担当職員の長期欠勤があつたこと。当年度はポリオ及びインフルエンザの特別対策が実施されたこと等に基因するものと思われるが、なお、町村を督励して接種率の向上に努められたい。

2 精神衛生事業について

在宅精神障害者の訪問指導記録を監査当時また整理していなかつたので、早期に整備されたい。

3 当所敷地421坪の貸借契約がない。前回の監査でも指摘されたとおり、貸借関係を明確にしておかれない。

4 予算の執行について

(1) 本年度当所予算執行の概況をみると、歳入は保健所使用料及び手数料等予算合達額 3,196,000円に対し、調定額は前年度以前繰越額を含めて2,966,054円、収入済額は2,963,785円で差引2,269円が未収入となつていた。また、歳出は人件費、運営費、伝染病予防事業費等予算合達額20,880,623円に対し20,853,711円を支出していた。

(2) 経理出納その他事務について次の点留意されたい。

ア 保健婦、助産婦、看護婦免許関係手数料収納にあたり、正規の額を徴収していないものがあつた。なお、証紙収入事務整理は遅れないようにすること。

イ 性病予防法に基づいて委託治療を実施していたが、診療費等県が負担する場合の基礎となる被治療者の収入等を証する書類整備が不十分なもの

1 施設設備について

当年度150,500円で試験検査室が改造されたほか、X線間接撮影装置（購入価格1,150,000円）が配置されていたが、当所の便所は旧式のものであるので衛生的見地からし尿浄化槽の設置が望まれる。

2 予算執行について

(1) 予算執行の概況は、保健所使用料及び手数料等歳入予算合達額1,824,000円対し、調定額は1,266,327円、収入済額は1,266,327円で、歳出は人件費、運営費、伝染病予防事業費等、予算合達額16,203,359円に対し、16,203,305円を支出していた。

(2) 経理出納その他の事務について次の点留意されたい。

ア 年度末に実施した結核集団検診のうちには収入年度が、検診の実態と相違しているものがあつた。年度区分を明確にすること。

イ 自動車用燃料の購入にあたり、年度中途で単価が契約単価と異つていた。

あつた。なお、被治療者の収入、生活費等の調査について一層慎重を期すること。

ウ 収入未済額 2,269円の早期収納整理に一層努力すること。

エ 収入証紙の出納事務が遅れ、定期間現金が所持されている。出納の早期記録を明記すべきである。

オ 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例第三条の規定により無料とした使用料、手数料は、後日監査に当り、一件毎にその根拠にさかのぼらなければ有料分と判別できない。試験委託書にその旨を記入するなど校対し、会計事務を明らかにされたい。

カ 調定補助票を外來日誌、業務日誌と照合した結果、記録が判然としないもの、記入洩れなどがあつたので日誌の記入整理には留意されたい。

根 雨 保 健 所 昭 和 38 年 7 月 17 日 監 査
 監 査 委 員 浜 田 庄 二
 同 千代西尾 泰 章

00067

ウ 栄養指導車巡回に当り、臨時指導補助員の日々備入に際し、賃金台帳並びに支出同等の記録が不備である。速やかに整理するとともに、今後の事務処理に留意されたい。

浜村保健所 昭和38年7月26日監査

監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	野坂浩賢

1 医療監視について

診療所等の調査については、調査対象55ヶ所(診療所14ヶ所、歯科診療所8ヶ所、助産所19ヶ所、施術所14ヶ所)に対し、年度末の3月に至つてようやく5ヶ所(診療所1ヶ所、助産所3ヶ所、施術所1ヶ所)しか実施せず、また、この調査票は監査当時とりまとめ中であつた。計画的な医療監視指導につき、一層配慮の要がある。(当所には37年5月16日から38年7月1日まで医療監視員として発令された職員がいなかつた。)

2 精神衛生事業について

在宅精神障害者の訪問指導の記録は明確に整備しておかれない。

3 施設設備、機動力について

当年度750,000円で試験検査室16.5坪を増築整備し、また中型自動車(購入価格820,000円)が配置されていたが、前回の監査でも指摘されたとおり、食品、環境衛生等の監視並びに家庭訪問指導強化のため、オートバイの増配置につき当局の配慮を望む。

4 予算執行について

(1) 予算執行の概況は、保健所使用料及び手数料等歳入予算合達額1,410,000円に対し、調定額は1,483,995円、収入済額は1,483,995円で、歳出は人件費、運営費、伝染病、予防事業費等予算達額14,626,925円に対し14,603,995円を支出していた。

(2) 経理出納その他事務について、次の点留意された。

ア 結核検診撮影者数のは握は一層正確を期すると。

00068

イ 性病予防法に基づいて委託治療を実施していたが、診療費を県が負担する場合となる被治療者の収入等を証する書類整備が不十分なものがあつた。被治療者の収入、支出の調査については一層慎重を期すること。

身体障害者更生指導所 昭和38年8月20日監査

監査委員	浜田庄二
同	中田玉平
同	千代西尾泰章
同	野坂浩賢

1 運営の概況について

(1) 職員は所長以下19名(うち専任職員は義肢製作指導員2名を含み9名)と嘱託医1名で肢体不自由者の自立更生について指導するため、これらの者を收容して医学的及び心理学的管理のもとに、治療、機能回復訓練、生活訓練、職業訓練等の業務運営に努力していった。

(2) 当年度の入所生は定員30名に対し年度中途に入所した者を含めて34名入所許可し、前年度から継続の者生5名を加えて39名であつたが、年度中途で指導期間の満了した者及び就職のため退所した者等9名あつて、年度末には30名となつていった。また、修了生は15名で9名は就職、3名は自営、2名は更生館入所、1名は洋裁学校へ入学していた。入所許可の際の事務処理をみるとなかには入所願のないもの、入所決定通知もれ等不備の点があつたので、事務の適正処理に一層配慮されたい。

(3) 当年度は、入所生のうち重度障害者を10名入所させ、従つて機能回復及び職業訓練については重度及び軽度の二部制を採用し、訓練指導に努力していったが計画並びにその実績は次表のとおりである。年間計画は、夏季及び年末、年始等年間を通じてかなり休業日があつて、厚生省基準どおり組めずこれを下廻り、訓練実績は重度及び軽度ともさらに計画を下廻つて、とくに重度障害者の訓練は内容において

計画とはかなり異つて実施されていた。
適切な計画を樹て、これに基づいて充実に訓練指導がなされるよう当局の配慮を望む。

(単位時間)

区分	厚生省基準	軽度障害者		重度障害者	
		計画	実績	計画	実績
準備訓練	108	42	42	42	42
理学療法	104	機能回復訓練 338	307	907	1,309
職能訓練	1,092	1,141	1,138	572	136
専門学科	150	182	68	182	68
一般教養	180	理学療法に 含まれ	同左	同左	同左
体操	190	同左	同左	同左	同左
計	1,824	1,703	1,555	1,703	1,555

2 予算の執行について

(1) 当年度予算執行の概況は、生産物売代金等雑収入予算令達額2,203,000円に対し、調定額は2,289,928円、収入済額は2,187,928円で差引102,000円が

収入未済となり、また人件費、身体障害者更生施設費、精神薄弱者更生相談費等歳出予算令達額10,366,185円に対し、10,296,347円を支出し、残額69,838円を不用額としていた。

(2) 経理出納その他の事務について次の点留意されたい。

ア 職業訓練に使用する受註用並びに教材用原材料の受払を明確にすること。

イ 教材として購入したラジオを売却処分し、生産物売代金に収入していたが、不用品売代金に収入することが適当と思われる。

ウ 生産物の引継事務をみるとなかには、完成前に引継がれているような事例があつたが、一層適正な処理をすること。

エ 未収金の状況は次表のとおりで、過年度分88,103円、現年度分13,897円あるが、これが早期収納整理について一層努力されたい。

区分	生産物		弁償金		合計
	ラジオ科 件数 金額	縫物科 件数 金額	孔版科 件数 金額	義肢工場 件数 金額	
31	1 449	—	3 1,440	811,844	13,735
32	627,257	—	5 1,992	2 5,795	35,044
33	—	—	3 1,344	—	1,344
34	—	—	2 2,300	—	2,300
35	—	—	1 260	—	260
36	—	—	—	14,355,422	35,422
37	4,303 4,303	3 474	—	9,120	13,897
合計	1132,009	3,474	5 1,992,495	55,681	811,844 76

身体障害者更生相談所 昭和三十八年8月20日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 千代西尾泰章

同 野 坂 浩 賢

1 職員構成について

当初は監査時現在で所長以下8名の職員と、嘱託医師9名計17名で運営しているが、職員はすべて身体障害者更生指導所及び精神薄弱者更生相談所との兼務である。当年度から山間へき地並びに重度障害者を対象に機動力を利用して計画的な巡回相談に努力はしているが、自動車運転士が県予防課と兼務であるため、計画の変更がしばしば見受けられる。専任の自動車運転士の配置方について県当局の配慮が望まれる。

2 相談業務実績について

(1) 更生相談の状況は次表のとおりである。

医療相談、補装具相談を除く他の相談は前年度に比較して減少し、とくに身体障害者の身近かな更生、生活等自立更生相談が減少していたが、各福祉事務所と緊密に連携をとりつつ県下に広く呼びかけて相談実績の向上に一層の配慮を望む。

更生相談実績調査

区分	医 療		相 談		補装 員相談	職 業		生活 相談	そ の 他		合 計			
	診 査	更 生 医 療	一 般 医 療	計		更 生 資 金	そ の 他		税 引	そ の 他				
36	518	30	172	720	403	33	66	233	66	189	638	2,092		
37	484	68	327	879	454	—	95	67	—	27	143	1,665		
36年対比 37年増減	△ 34	38	155	159	51△	33	29△	4△	166△	66△	162△	240△	468△	428

(2) 定期更生相談は、東部地区は所内で、中部及び西部地区は毎月2回定期出張して相談に依っていたが、いづれも前年度の実績をかなり下廻り、とくに所内相談所が低調であった。

(3) 巡回更生相談の実績はおおむね計画したとおり実施されていたが、実施内容を見ると、とくに山間へき地における相談の強化等地区の普遍化に格段の配意が望まれる。

3 その他について
昭和35年度に購入したレントゲンは全然利用されていない

ない。

他への保管転換その他これが活用方法を検討されたい。

精神薄弱者更生相談所 昭和38年8月20日 監査

監査委員 浜 田 庄 平
同 中 田 玉 章
同 千代西尾 泰
同 野 坂 浩 賢

1 職員構成について

当初は身体障害者更生相談所長以下7名(うち1名は

精神薄弱者更生相談件数調査

当初が本務)及び厚生援護課嘱託医師1名計8名の兼務職員で運営している。
2 相談業務等の実績について
所内相談件数は前年度に比較し、21件減少していたが当年度から巡回相談を積極的に実施することにして年

間15回(15市町村)の計画に対し、実績は18回(18市町村)この相談件数は418件で前年度の95件を大巾に上廻っていた。今後未実施地区について計画的に実施するよう配意されたい。

区分 福祉事務所 管内別	内 別	医 学		施設 入所 相談	職 業		生 活		そ の 他		合 計	
		診 査	一 般 医 療		計	更 生 資 金	就 職	計	税 関 運 賃 関 係	そ の 他		
東 部	所 巡	19	1	20	2	2	3	17	2	5	7	8
中 部	内 回	46	8	54	5	5	5	53	4	16	20	169
西 部	所 巡	35	10	45	6	6	1	28	4	10	14	114
鳥 取 市	所 巡	3	—	3	1	1	3	3	—	—	—	12
倉 吉 市	所 巡	4	3	7	3	3	1	1	2	—	2	22
米 子 市	所 巡	1	1	2	4	4	4	4	3	1	4	18

境港市	所逡	内回	12	2	14	9	二	1	1	13	二	5	5	42
合計	所逡	内回	417	25	442	88	二	20	20	716	15	57	52	22418

3 収容施設設置について
 相談判定80名に対して入所を適当と認められるものが45名あるが、現在収容施設は社会福祉法人希望の家(収容定員30名)があるのみで、これも定員超過の状態である。精神薄弱者の福祉更生に万全を期するためには、収容施設の早期増設が強く望まれる。

衛生研究所 昭和38年8月21日監査
 監査委員 浜田庄二章
 同 千代西尾泰章

1 予算の執行状況について
 (1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳入	歳出
保健衛生職員手数料 納付金 合計	1,300,000 0 1,300,000
調定額	1,052,605 42,426 1,095,031
収入済額	1,052,605 42,426 1,095,031
収入未済額	0 0 0
予算比増減	△247,395 42,426 △204,969

科目	目	予算合達額	支出済額	不用額
職員費	7,199,479	7,199,479		0
諸費	17,900	17,900		0
予防衛生費	919,911	919,911		0
公衆衛生費	153,000	153,000		0
衛生研究所費	6,612,000	6,611,943		57
業務費	34,370	34,370		0
合計	14,936,660	14,936,603		57

(2) 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。
 ア 依頼によって実施した検査手数料の収納が甚しく遅れているものがある。常時における収納整理に努力されたい。
 イ 手数料の調定収入にあたり、収入調書の作成が遅れて事後処理となつていものがあつた。
 ウ オージオメモターの借上を物品購入(修繕)伺簿により処理していたが借上の目的、期間等内容を明確にした別途伺により処理すること。

2 財産の管理について
 当初敷地の一部を契約のないまま隣人に耕作させていたことは適当でない。速やかに善処し、財産の管理に万全を期されたい。

3 調査研究について
 当年度細菌検査料では、前年度から継続の急性白髄炎に関する調査研究のほか、インフルエンザの血清学的調査研究並びに魚類及び海水における病原好塩菌の分

布、赤痢菌の菌型分布と薬剤感受性等に関する調査研究を、また理科学試験科では牛乳及び乳製品の品質、千代川水系河川の水質、鳥取温泉の経年度化に関する調査研究並びに科学技術庁委託の放射能測定調査等10項目にわたる調査研究を実施していた。これら調査研究の結果は随時学会で発表するとともに、研究成果を集録して衛生研究所報として年1回発行することとし、監査当時当年度分の原稿のとりまとめを完了していた。これら貴重な資料は、行政面に直ちに利用反映させるためにも可及的速やかに印刷して関係先に配布する等その活用方法について一層配慮されたい。

4 試験検査について
 当年度実施した試験検査の状況をみると、検査件数は68,574件で前年度より1,768件減少している。内容的にみると保健所から回付された検査件数は14,400件で前年度より1,716件少く、また保健所を除く他の機関等からの依頼及び自から行つたものは54,174件で前年度実績とはほぼ同程度であるがそのうち自から行つたも

のは27,187件で前年度よりも6,449件増加していた。
他面、有料無料別にみると無料検査件数は37,753件で前年度より1,676件増加し、反面有料検査件数は50,821件で3,444件減少し、したがって手数料収入も前年度より154,005円の減収となっていた。
これは保健所の検査室が充実されて軽易なものが処理されるようになったことと、検査よりも調査研究に重点が向けられたことによると考えられる。保健所検査室の充実に伴い当所の検査業務との調整を図るとともに、手数料収入入減によつて調査研究費が減少することのないよう適切な予算措置を講じ、地方公衆衛生に寄与するための業務の遂行に支障のないよう一層の配慮を望む。

児童相談所

今般昭和37年度にかかる児童相談所の定期監査を執行したが、各所とも児童福祉行政の第一線機関として、業務運営に努力しているものと認めた。なお各所共通的事

項で主なものは次のとおりである。

1 職員配置等について

各所職員の配置状況は、厚生省基準に比較すると少なく、とくに米子及び倉吉は著しく下廻り、相談調査員、児童指導員が不足している。また児童福祉司は中央(鳥取)には専任職員が3名配置されているが、米子及び倉吉は各1名でしかも両所とも措置係長を兼ねているため、相談調査等所内業務に追われて福祉司本来の活動ができていない実情である。米子管内の問題児は、むしろ中央を上廻る実情でもあるので、職員の適正配置について当局の換託を望む。

なお、米子児童相談所については、職員の資質、技能向上のため折角長期講習に派遣した2名の職員を帰任後間もなく他に転出させていたが、児童相談所の如く陣容の少ない、しかも専門的智識と経験を必要とする職種については、有資格者の確保は勿論、度々の配置替えにより行政能力が低下することのないよう一層配慮の要がある。

2 相談業務実績について

(1) 各所の相談に対する措置の状況は次表のとおりで、中央及び米子は前年度より減少していたが、倉吉は適性相談に対する助言指導等その他の措置が急激に増加し、全体では前年度より246件の増加となっていた。措置児童のうち児童委員に指導を委託してい

るものについてみると、委託児童の指導経過報告がなされず、連絡の不十分なものが見受けられたが、経過報告の提出方について指導するとともに、さらに緊密な連携をとつて措置児童の保護指導に一層配慮の要がある。

措置実施状況表

所別	中		央		倉		吉		米		子		合		計	
	36	37	増減	36	37	増減	36	37	増減	36	37	増減	36	37	増減	
区分	60	76	16	39	42	3	85	71△	14	184	189	5				
訓戒	9	5△	4	1	9△	1	2	△	2	12	5△	7				
児童福祉司	7	13	6	5	6	1	14	6△	8	26	25△	1				
児童福祉委員	15	16	1	3	4	1	7	9△	2	25	29	4				
社会福祉士	29	33	4	5	5	0	18	11△	7	35	55	20				
児童相談員	10	35	25	2	5	2	11	4△	7	26	44	18				
施設	4	4	0	5	3	2	7	2△	2	13	16△	7				
施設	12	6△	6	3	2	1	5	7△	2	22	16△	6				
施設	5	9	4	1	6	1	9	2△	7	17	11△	6				
施設	4	1	3	1	2	1	3	2△	1	8	17	9				
施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				

その他	2,821	2,659	△	162	857	1,446	609	1,649	1,448	△	201	5,307	5,553	246
計	2,976	2,857	△	109	912	1,531	619	1,810	1,552	△	248	5,698	5,960	262
未処理	24	54		30	7	8	1	19	26		7	50	88	38

(2) 当年度各所別巡回相談の実施状況は次表のとおりで中央は従来保育所の相談件数が90%程度を占めていたが、当年度から問題児のみを取扱うことにしたためこの相談が著しく減少し、余力は小中学校の相談に向けられていた。倉吉は保育所及び小、中学校とも前年度実績を上廻り、とくに保育所の要請が多く、この相談件数が著しく増加していた。米子は保育所保育母に対し、テスト技術方法を講習指導して簡

単な知能テストは保育所自体で実施させるようになり、施設当りの相談人員を制限したことにより、この相談件数が減少していた。各所とも巡回地域、対象の不届化、巡回相談の方法等について工夫改善し、相談内容の充実に努力はしているが、なお倉吉における保育所に対する相談の在り方、米子における中学校に対する巡回相談の強化等に一層配意し、相談効果の向上に努められたい。

巡回相談実施状況表

所別	年度	保育施設		小学校		中学校		その他		合計	
		箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数
中央	36	71	2,083	14	72	4	28	7	96	96	2,280
	37	14	244	40	283	10	950	18	216	82	1,693
	増減	△	1,839	26	210	6	922	11	120	△	407

倉吉	36	16	515	13	101	4	36	5	57	38	709
	37	25	1,040	26	162	11	43	10	100	72	1,345
	増減	9	525	13	61	7	7	5	43	34	636
米子	36	38	762	29	286	1	19	13	445	80	1,493
	37	15	1,400	34	290	1	19	16	851	66	1,510
	増減	△	622	5	4	1	19	3	416	△	183
合計	36	125	3,360	56	460	8	64	25	598	214	4,482
	37	54	1,424	100	735	22	1,012	44	1,177	220	4,348
	増減	71	1,936	44	275	14	948	19	579	6	134

3 精神薄弱児収容及び通園施設について

精神薄弱児相談は、前年度に比較し増加しているが、施設収容力が少く該当児童の措置に困っている。当年度鳥取市に通園施設(市立若草学園)が設置され、また38年度には米子市に開設される予定で相当数の該当児童が救われる見通しであったが、重度精神薄弱児は、現在国立の施設に3名収容されているだけでなお相当数の該当児童がみられるので、これを収容する施設の増設が望まれる。

4 予算の執行について

(1) 歳入

ア 一時保護児が不法所持していた金品で、満期失効により処分したものの戻金入調定並びに振替え事務処理の遅延しているもの、また価値のないものの棄却処分等の手続きがなされていないものが散見された。

早期収納並びに所定の事務処理に配意されたい。

(2) 歳出

ア 養護施設入所支度金の支給にあたっては、入所措置を決定した児童相談所長が現物を購入のうえ、当該児童に支給することに支給要領で定められているが、一部の所では施設に直接納品させ、現物

を確認していないと思われる点があった。正規のとおり支給するよう、これが取扱いに一層慎重を期されたい。

イ 児童委員に対する旅行命令並びに命令の取消等の事務を適正にされたい。

ウ 児童福祉審議会委員の報酬を資金前渡支出していたが、資金前渡整理簿の設置並びに記録がなされていないものがあつた。県会計規則に基づいて適切な処理をされたい。

エ 児童を長距離にわたつて移送する場合、児童の食事代について予算措置がなされていないため、附添の職員が立替負担している事例があつたが適当と認めがたいので、これが所要予算計上方につき当局の検討を望む。

中央児童相談所

昭和38年8月30日 監査

監査委員 浜 田 庄 玉 二
同 中 田 玉 平

1 予算の執行について

(1) 年度の予算執行の概況は、納付金等雑収入53,065.円を調定収入し、歳出は人件費、運営費、措置費等予算令達額20,033,625円に対し、19,874,787円を支出していた。

(2) 経理出納その他の事務について次の点留意された。

ア 暖房用燃料購入にあつては、年間所要量を適確に見透して適期に購入するよう一層配慮すること。

イ 郵券の出納状況をみると、常時かなりの現物が手元保管され、毎年度相当量を繰越している。年間の業務量を勘案し、予算の効率的執行に一層配慮すること。

ウ 敷地内の鳥取市有地の借入契約の締結促進については、なお、努力されたい。

同 野 坂 浩 賢

米子児童相談所 昭和38年9月3日 監査

監査委員 浜 田 庄 玉 二
同 中 田 玉 平

1 予算の執行について

(1) 当年度の予算執行の概況は、納付金等雑収入39,756円を調定収入し、歳出は入件費、運営費、措置費等予算令達額32,628,112円に対し、32,485,238円を支出していた。

(2) 経理出納、その他の事務について次の点留意されたい。

ア 予算の流用にあたり、流用率の高いものがあつた。
イ 物品購入同と支出向が重複しているもの、支出同の事務処理が適切でないものがあつた。事務の簡素合理化に一層配慮すること。

倉吉児童相談所

昭和38年9月11日 監査

監査委員 浜 田 庄 玉 二
同 中 田 玉 平

同 野 坂 浩 賢

1 児童文化財委員会について

児童文化財委員会の更迭にあたり、後任委員の委嘱が遅れて年度後半から活動し、なかには年度経過後に委員会を開催し、経費支出年度と相違しているものがあつたが、主管課と緊密な連携をとつて、委員の発令を遅れないようにし、児童文化財活動の一層円滑な運営を期されたい。なお、委員会の会議記録は明確に整理しておかれたい。

2 予算執行について

(1) 当年度の予算執行の概況は、納付金等雑収入50,074円を調定収入し、歳出は人件費、運営費、児童措置費等予算令達額10,790,351円に対し、10,719,566円を支出していた。

(2) 経理出納、その他の事務について次の点留意された。

ア 扶養手当を過年度返納させている事例があつたが、手当支給の基礎は常に適確に把あくして、事

務の処理に遺漏のないようにすること。

保育専門学院

昭和38年9月10日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 ・ 田 玉 平

1 予算の執行について

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳 入 (単位円)

科 目	予算	収 入	収入	予算	摘 要
	各連				
款	額	額	額	比	
0	22,532	22,532	0	22,532	

歳 出 (単位円)

科 目	予算	支出	不用	摘 要
	各連			
項	額	額	額	
2,805,889	2,805,889	0		
3,157,300	3,155,931	1,369		保育施設
5,963,169	5,961,800	1,369		費
計				

(2) 経理出納その他の事務について、適正に処理されており特記事項なし。

2 施設設備について

当年度1,501,000円で寄宿舎の増築等を実施し、また200,000円でピアノを購入する等施設設備の整備充実が図られていたが、絵画製作、看護、育児等実習のための特別教室がなく、そのつと普通教室を模様替して使用しているので、十分に教育効果があがらず、また実習準備、並びに後始末にかなり手をとられ、教育上支障を生じていると認める。これら実習教育強化のため総合実習室の整備につき当局の検討善処を望む。

3 教務担当職員の充実について

職員は所長以下5名、このうち教務担当職員は2名で、その他はすべて非常勤職員(講師30名、実習助手1名、嘱託医1名)によつて運営しているが、非常勤講師の欠講が相当時間数あつて、しばしば計画の変更(当年度17.3%)を余儀なくする実情で教育運営上のあい路となつている。とくに心理学系統の常勤職員の設置が迫られているようで、当年度第1学年の児童心理学教育の授業をかねても計画をかなり下廻つて実施していた。

教育心理学担当専任職員の配置について当局の配意を望む。

4 その他について

保母修学資金貸付金については、38年6月定例県議会において予算は議決されたが、貸付規則が未制定のため監査日現在未貸付のままであつた。適切な運用を図りたい。

鳥取県信用保証協会 昭和38年9月16日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 千代西尾 泰 章
 同 野 野 坂 浩 賢

今般地方自治法の規定により、果が出えん金及び貸付金を支出している当協会の昭和37年度の業務全般にわたり、昭和38年3月現在において監査を実施した。

その結果、県の出えん金及び貸付金は市町その他金融機関等からの出えん金及び貸付金、中小企業信用保険公

庫の貸付金とともに、協会運営資金として有効適切に活用され、保証業務も拡大伸展して、信用力に乏しい県下中小企業者に対する金額の円滑化に寄与しているものと認めた。しかしながら、さらに基本財産の造成、償還の促進、代位弁済後の回収等検討すべき点が少くないので、これら諸点に留意し、協会業務の健全運営指導に格別の配意を要望する。

1 基本財産の状況等について

(1) 当期(昭和37年4月1日、昭和38年3月31日)は求償権の償却が多く、16,674,748円の赤字となつたので、前期から繰越した基本財産168,226,845円(基金159,521,000円、基金準備金8,705,845円)のうち基金準備金8,705,845円及び基金7,968,905円を取り崩したが、当期中に6,788,000円の出えんがあつたので、結局当期末の基本財産は前期末より9,886,748円減少して158,340,097円となつている。

(2) また、借入金は、当期に中小企業信用保険公庫より長期分42,000,000円、短期分37,000,000円を借入

れしたほか、県より55,000,000円(特別小口保証分10,000,000円、流動資金分20,000,000円豪雪対策分25,000,000円)、鳥取市より7,000,000円(特別小口保証分2,000,000円、小規模事業分5,000,000円)、倉吉市ほか7市町から特別小口保証分1,660,000円を借入れ、他面、中小企業信用保険公庫に長期分29,000,000円、短期分35,000,000円、鳥取市に3,000,000円返済しているのので、当期末現在における総額は長期分138,000,000円、短期分105,660,000円、合計243,660,000円となっている。

(3) 当期末の基本財産158,340,097円をもとに、保証債務の最高限度額を算出すると22億6,200万余円となるが、これに対し当期末現在の保証現在高は後述する保証実績のとおり19億6,399万余円であるのので、なお2億9,800万余円の保証余力があることとなる。また、当期末現在の支払準備資産335,326,893円(現金198,485円、預金323,778,408円有価証券11,350,000円)をもとに協会経理基準の示す保証債務の平均

残高の最高限度額を逆算すると、22億3,551万余円となるが、これに対し当期末の平均残高(前月を含む過去12ヶ月の月末保証債務の平均額)は16億2,782万余円となるので、この面からは6億769万円保証余力があることとなる。

(4) 当期末現在の県、市町、金融機関等別の出えん状況は次表のとおりで

(単価千円)

出えん団体	前期末 (57,3,31)	当期中 (自57,4,1) 至58,3,31	出えん率	
			当期末 (58,3,31)	前期末
鳥取県	94,000	4,000	98,000	58.92
市	51,800	—	51,800	32.47
米倉場	3,720	245	3,965	2.33
吉野	2,380	83	2,463	1.48
岩美	1,060	55	1,115	0.68
計	200	494	694	0.42
町	59,160	875	60,035	35.10
小	—	—	—	—
計	4,845	362	5,207	3.13
金融	720	793	1,513	0.91
通互	415	258	673	0.40
銀行	310	500	810	0.49
行庫	—	—	—	—
銀中	—	—	—	—
金庫	—	—	—	—

機関	共済組合 農信組合 農信小計	共済組合 農信組合 農信小計	共済組合 農信組合 農信小計	共済組合 農信組合 農信小計	共済組合 農信組合 農信小計
業者	30	—	30	0.02	0.02
団体	20	—	20	0.01	0.01
計	6,350	1,913	8,263	4.97	3.98
業者	11	—	11	0.01	0.01
団体	—	—	—	—	—
計	15,521	6,788	22,309	100.00	100.00

当期中に県4,000,000円、市町875,000円、金融機関1,913,000円、計6,788,000円増加している。

機関別出えん率は県58.92%、市町36.1%、金融機関4.97%、その他業者団体0.01%となっている。各金融機関に対しては当期に総額2,000万余円を割当要請し、おおむね予定どおりの出えんを得て前期末よりかなりのびびっていたが、中国各県(鳥根7.7%、山口7.5%、岡山4.8%、広島3.9%、鳥取4.3%、以上37年9月末現在)の状況からみると、なお低率である。

また、市町分は、従来鳥取市はかる市と若美町のみ出えんであったが、町村地区の利用の向上に伴い保証実績に相応して関係町村に要請し、当期中に要

請総額2,499,000円の27.8%にあたる694,000円の出えんを得ていた。

(5) 前述したとおり、当期は中小企業信用保険公庫並びに県その他関係機関の援助によつて支払準備資産の面からは、期末においてはかなりの余裕が認められたが期中及び基本財産の面からみるとそれ程保証余力があるとは思われず、しかも38年度からは中小企業小口融資制度も行なわれ、今後保証業務はいよいよ拡大伸張が予想されるので、前記未出えん町村の出えんは勿論、金融機関等に対し、さらに強力に出えん方を要請する等、基本財産の造成に一層配慮する必要がある。

2 保証実績等について

(1) 各期別の保証実績は次表のとおりである。

(金額単位千円)

区分	前期中		前期中		当期中		当期中	
	前	中	前	中	当	中	当	中
保証申込件数	35	41	36	41	37	41	38	31
保証申込金額(A)	1,464	842,807	1,400	1,092,892	1,327,312	1,799,312	1,327,312	1,799,312

拒絶	件数 金額	5 2,670	2 3,700	—
申込取消	件数 金額	24 24,550	19 18,060	78 103,360
査定減	件数 金額	11 3,120	20 11,920	29 11,150
調査中	件数 金額	—	80 92,740	85 103,480
保証承諾	件数 金額	1,435 812,467	1,299 966,772	1,716 1,202,062
承諾率	(B) %	96.6	88.5	90.6

(2) 当期は豪雪による災害復興保証の関係もあつて増大し、その承諾は1,716件、1,202,062,000円で、前期より417件、235,290,000円増加している。
また、申込みに対する承諾率は90.6% (前期未及び当期未における調査中のものを考慮加減すれば91.3%) であるが、申込取消を除けばほとんど希望に近い承諾がなされている。
なお、当期末の保証現在額は1,963,996,990円、保証貸付現在額は1,803,566,970円となっている。

(3) 次に、当期末における鳥取市火災復興分を除く保証現在額の地域別構成比をみると、鳥取地域47.9%、米子地域26.1%、倉吉地域20.7%、境港地域5.3%で前期末の鳥取地域54.8%、米子地域23.2%、倉吉地域17.5%、境港地域4.5%に比較すると、鳥取地域が低下した反面他の地域はいずれも上昇し、全県下に浸透しつつあることがうかがわれる。
(4) また、金額別にみると当期は1,000,000円を超えるものが66.5%で前期(67.9%)より若干低下し、1件当りの平均額からみても、700,000円(前期744,000円)で前期末では毎期大口化の傾向にあつたものが逆に小口化している。
(5) なお、期間別にみると当期は2ヶ年を超えるものが40.2%で、前期(50.9%)より低率となり、とくに3年を超えるもの占める率がかかり低下し、前期までは長期化の傾向にあつたものが、当期はむしろ逆の現象を示している。
3 保証後の管理状況について

(1) 代位弁済後の処理状況は次表のとおりである。

(金額単位千円)

期 別	保証承諾額		代位弁済額		弁済率	回収額		求償権償却		求償権現在額		
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
昭和36年3月末	9,149	4,406,708	721	233,103	5.3	204	125,191	53.7	139	42,313	378	65,599
前 期 中	1,299	966,772	220	66,553	6.9	78	42,115	63.3	35	5,024		
当 期 中	1,716	1,202,062	242	120,942	10.1	92	28,535	23.6	225	109,377		
昭和38年3月末	12,164	6,575,542	1,183	420,598	6.4	374	195,839	46.6	399	156,714	410	68,045

(2) 当期中の代位弁済額は120,941,696円で、前期より81%増加し、当期末の代位弁済累計額は保証承諾累計額の6.4%となり、前前期末により1.1%上昇している。
(3) 保証後の償還は主として割払方式によつており、当期末の償還率をみると63.15%で、前期末より0.4%上昇しているが当期末現在における履行期限経過保証債務の状況は
90日未満のもの 94件 50,844千円

90日以上180日未満のもの 52件 22,895千円
180日以上のもの 199件 91,280千円
合 計 345件 165,019千円
の多額(このうち当期末現在の代位弁済被請求額が78,903千円)にのぼり、これが今後代位弁済の要因ともなるので、さらに関係機関と緊密に連携をとつて、償還期限の履行に努力せしめるよう格別配慮の要がある。
(4) 求償権の償却状況は次表のとおり

(単位千円)

期 別	求償権 債権額	回収額	差引 現在額	備 考
昭和36年3月末	42,313	11,191	31,122	
前 期 中	5,024	4,512		
当 期 中	109,377	4,958		5 ち保険で償却 分 62,685
昭和38年3月末	156,714	20,661	136,053	

当期は不良求償権の償却が多く、他面回収額は前期回収額程度にとどまっているので差引現在額は著しく増加している。求償権償却前の回収率をみると前期末よりむしろ低下しているので、償却前の回収に努力するとともに償却権の回収確保についても一層配慮し、欠損の抑制に努められたい。

4 収支決算の状況等について

(1) 当期における収支決算をみると経常支出は26,143,791円、経常収入は47,737,472円で、経常支出は同収入の54.8%であり、前期の56.2%より若干低下しておるが、経理基準に定められている70%以内にと

どまっている。しかしながら、基本財産のところでも述べたとおり当期は16,674,748円の赤市決算をしており、これは中小企業信用保険公庫の指導及び鳥取市火災復興分の打切りに伴って求償権を多額に償却したためで、やむを得なかつたものと思われるが、過去に積み立てた求償権償却準備金及び責任準備金の戻入は勿論、前記赤字相当額だけ基本財産をも取り崩している実情であるのでさらに運営費の効率的使用による経費の抑制に努め、内部保留の充実に図られるよう格別の配慮を望む。

(2) 収支予算の執行をみると、経常支出のうち借入金

利息経常外支出のうち求償権償却、求償権償却準備金繰入退職手当引当金はいずれも予算額を超過して支出していたが、弾力措置とも思われないので、業務伸張に伴うやむを得ない支出については、追加更正予算措置を講じ、合理的な執行を図られたい。

5 その他について

(1) 理事でない者の理事会における理事の行為の代理

の方法については検討を要する。

(2) 延滞保証料の減免については一定の基準を設けることが適当であると認める。

大山観光会館	昭和38年9月2日	監査	二平賢
		監査委員	浜田庄平
			同 中 田 圭
			同 野 坂 浩

1 施設、経営方式、職員等の概況について

(1) 当館は大山国立公園における観光利用に供する施設として、昭和37年11月1日設置されたものである。主要建物は鉄筋コンクリート3階建(屋上展望広場付)床面積2,621.92平方メートル(和、洋客室16室、特設和室兼大会議室、談話室兼展示室、ホール、倶楽室各1室)、収容能力152名で、工事は前記主要建物のほか、管理者住宅、従業員宿舎、初年度設備品等を含め総事業費1億2,534万余円をもって昭和36年11月に着工、昭和37年11月に主要建物を完成し、同年12

月26日から営業を開始していた。

(2) 経営方法は宿泊部、食堂部、売店、貸スキナーの4部門に分け、宿泊部は県が経営し、その他は施設を賃貸して食堂部は財団法人鳥取県福祉事業団で、売店及び貸スキナーは大山町観光協会で、それぞれ経営にあたっており、なお県で経営にかかる宿泊部については、宿泊利用者の接遇、清掃、暖房の供給等の事業は前記福祉事業団に委託していた。

(3) 県職員は商務員(県出納員)1名のみで、その他の従業員はすべて福祉事業団等の職員である。

2 宿泊利用の状況について

当年度月別宿泊利用の状況は次表のとおりで、とくに洋室及び特設和室の利用率は月によつてかなり変動を生じていた。

宿泊利用状況

区分	営業日数					合計
	12月 6日	1月 29日	2月 25日	3月 31日	4月 9日	
洋室	8人 48 12.5%	8人 232 49 21.1%	8人 200 37 18.5%	8人 248 9 3.6%	728人 101 13.9%	
和室	84人 504 85 16.9%	84人 2,435 49 31.0%	84人 2,100 649 30.9%	84人 2,604 574 22.0%	7,644人 2,063 27%	
特別和室	60人 360 89 24.7%	60人 1,740 577 35.2%	60人 1,500 11 0.7%	60人 1,860 32 1.7%	5,460人 709 13.0%	
合計	152人 912 180 19.7%	152人 4,408 1,381 31.3%	152人 3,800 697 18.3%	152人 4,712 615 15.1%	13,882人 2,873 20.8%	

備考 1 会議、休けい利用は除く。

2 収容可能延人員は、収容定員に営業日数を乗じたものである。

3 収支決算と運営方針について
(1) この会館運営事業は特別会計を設定し、独立採算

の立前をとつているが、前述したとおりの経営方法で県の収支は宿泊部門関係のみであり、当年度の決算状況をみると、会館使用料2,170,503円、会館貸付料418,580円、雑入6,600円、計2,595,683円の収入に対し、運営費1,808,383円、利用者接遇、清掃等事業委託費740,745円、本会館建設のため借り入れた起債の当年度償還元利金3,251,518円、計5,800,646円を支出しているので差引き3,204,963円の赤字決算をしていた。

(2) 当館は開業後日が浅く宿泊利用者が予定を下廻つたこともあるが、前記償還元利金が赤字決算の主因であり、しかも今後数年間はこの償還金はさらに多くなるので、宿泊部の事業収入と会館貸付料のみでは、この特別会計の収支は相償はないことは明らかで、赤字はいよいよ増大することが予想される。起債の償還については、固定資産の耐用年数に対応した適正償還額を別途に定めて、これを当会計の責任額とし、実際の償還額との差額は、一般会計から繰

入補てん措置することが妥当と考えられ、また現在、異にしている経営主体を一元化して公企業的に運営することが有利とも思われるので、これら運営方針の確立について当局の検討善処を望む。

4 現状における経営上の問題等について

(1) 密泊施設としては、総面積のわずかに22.4%で、営業収益をあげる床面積が少く、しかも当会館の使命からしても、民間経営旅館なみに利潤を追求することは無理と思われるが、後述するように宿泊施設の利用率の向上は勿論、現在利用していないパー施設の活用、その他内部改造等による施設の効率的な利用をはかつて収益の増加に対処するよう一層の配慮を望む。

(2) 現在食堂は宿泊者の食堂として使用し、また外来一般大衆をも受入れているので、最盛期には混雑している。宿泊者の食事環境をより良くするため、(1)とも関連して大衆食堂と分離することが適当と思われるので、当局の検討善処を望む。

(3) 監査当時は、用水の確保が当面の切実な問題であったが、これは独り当館のみでなく、大山寺地区の深刻な問題であるので、地元関係機関と緊密な連携をとつて速かな解決が望まれる。なお県で水源調査した結果、当館敷地内で自家用水を確保できる明るい見通しであつたがこれが早期に利用できるよう対策を講ぜられたい。

(4) 2階玄関入口と前の県道を直結して、利用者が容易に入館できるよう正面玄関附近の早期改造と会館周辺の環境の整備について当局の配慮を望む。

(5) ボイラー室に漏水があり、また館内数箇所にわたつて床材料が剝脱していた。これが補修管理に努められたい。

(6) 宿泊利用状況は前述したとおりで、当年度の利用率は平均20.8%に止まり、予定をかなり下廻つていたが、営業初期に欠くことのできない広報宣伝を強化して年間平均の利用率の向上に努められたい。

5 予算の執行について

(1) 当館としての予算執行の概況は、特別会計県立大山観光会館事業費歳入予算令連額 7,900,000円に對し、2,595,683円を調定収入し、また吏員給、燃料費、光熱水費等運営費として2,193,276円の歳出予算令達を受け、このうち1,768,691円を支出し、424,585円は不用額としていた。なおこのほか一般会計より観光事業費824,000円歳出予算令達を受け、823,935円を支出していた。

(2) 経理出納その他事務について次の点留意されたい。

- ア 会館貸付料の調定収納事務は遅れないように処理すること。
- イ 県費で従業員用事務服を購入し、福祉事業団職員に貸与していたが、貸借契約を締結し、管理を厳にすること。
- ウ 暖房用燃料(重油)の出納保管状況が良好と認めがたい。とくに業者が納品する際の納入数量と伝票の照合確認、伝票の整理、在庫数量の把握は一層厳にすること。

エ 電話の使用にあたっては、電話使用簿を設けて公私の区分、通話料金等明確に記帳整理すること。

財団法人鳥取県大阪青年寮
昭和38年10月21日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 千代西尾 泰 章

当寮は、京阪神地区に就職した県出身勤労青年の宿泊の便を図る目的で、昭和36年度から開寮したものである。県はこの寮の運営経費に對し、当年度も814,000円補助金を交付している。今回の監査はその業務運営状況等について実施した。その結果、役員員あげて経営の健全化に努力し、当年度は一応黒字決算はしているもの、内容をみると基本財産を取りくずしており、経営は容易でないものがあると認められたので、設置目的に沿った運営が行なわれるよう県の積極的な援助指導を望む。

なお、業務運営等細部の事項は、おおむね次のとおり

である。

1 職員の状況について

年度当初、寮長のほか寮母が3名いたが7月から給食業務を日本給食協会に委託したので、これに伴う給食担当寮母の移籍並びに業務荷重による希望退職もあつて寮母が一時皆無となり、また寮長も病氣長欠して、中途からは新規採用した寮長代理と通勤寮母1名及び県大阪事務所から応援の職員1名により、さらに3月からは新規採用した住込寮母一名を加えて運営していた。なお監査時現在は寮長と事務主事1名、寮母2名(うち1名は通勤)計4名であつた。

2 入退寮者等の状況について

過去2ヶ年間に於ける入退寮者並びに一般宿泊者の状況は次表のとおりである。当年度は利用増加を図るため、受け入れについてPRを強化したこと、また施設整備と福祉厚生につとめたため、入寮者並びに一般宿泊者とも前年度よりかなり増加し、したがつて宿泊料収入も倍増していた。しかしながら、入寮者が定員を

満すのは年度の初期のみで、年度の後半に進むに従い減少するのは従前のとおりである。

区分	入寮者の状況			一般宿泊者の状況		
	月平均入寮者数	月平均退寮者数	月末入寮者数	年 間	月 平 均	宿 宿 泊 料
36年度	19	9	117	343	121,200	29
37年度	9	8	132	745	255,085	62
差引増減	△ 10	△ 1	15	402	133,885	33
						11,157

3 運営の健全化等について

(1) 寮の健全な運営管理を行なうため、管理運営規程及び庶務規程、経理規程を定めて運営、執務体制の確立を図るとともに、38年度からは、寮舎費の段階徴収、入寮保証金の徴収、広告料収入を得るため寮舎屋上側壁面の提供、光熱水費の入寮者負担、公衆電話設置による通信費の節減等、積極的に運営面の改善に努力はしていたが、さらに、前記の入寮者が年度の後半に激減することに対する対策を樹てると

00093

ともに、県その他関係機関の助成をも強く要請し、経営の健全化に一層配慮の要がある。

(2) 資金運用の不如意から、36年度において基本財産300,000円を全額取りくずし、運営費にあてたことは寄附行為第13条に照らし適当でなく、当年度において49,140円を補てん措置していたが、基本財産の補てんには格段の配慮を要する。

(3) 貸借対照表及び損益計算書を見るに、当年度において4,015円の剰余金が計上されているが、未収金の計上方法等に若干検討を要すると思われる点が見受けられた。関係諸帳簿等の記帳整理に一層配慮の

歳 人

要がある。

(4) 寮舎費、暖房器具使用料等の常時における収納に一層努力するとともに、現在未収のものは早期に徴収整理されたい。

大阪事務所 昭和38年10月22日 監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 千代西尾 泰 章

1 予算の執行について
 (1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

(単位円)

科 目	予算合達額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予算合達額 に比し増減	備 考	要
目 家 屋 賃 付 料	0	38,400	38,400	0	38,400		
” 納 付 金	0	60,579	60,579	0	60,579		
” 雑 入	888,000	888,533	888,533	0	30,533	宿泊料, 協力金等	
合 計	888,000	987,512	987,512	0	129,512		

00094

歳 出

(単位円)

科 目	予算合達額	支 出 済 額	不 用 額	備 考	要
一般会計					
款 具 庁 庁 費	10,003,936	10,003,934	2	うち県職員費支出済額	9,892,334
” 教 育 費	25,000	25,000	0		
” 土 木 費	100,000	100,000	0		
” 社会及び労働施設費	20,000	20,000	0		
” 産 業 経 済 費	8,856,120	8,837,287	18,833	うち大阪事務所費	6,832,496
” 財 産 費	25,000	25,000	0	貿易事務所費	886,846
合 計	19,030,056	19,011,221	18,835	大阪事務所寮舎諸費	279,825
特別会計					
用 品 調 達 事 業 費	82,919	82,919	0		

(2) 経理出納事務について
 適正に処理されており特記事項なし。

2 経済団体職員の駐在について

毎回の監査で指摘されていた事項のうち、観光団体よりの職員常駐については36年度に実現を見たが、大阪中央卸売市場に県内経済団体職員の駐在方については、

当年度から季節的に駐在することになり、一歩前進をみたことは結構である。農畜産物の流通合理化の強く要望されている今日、さらに、常駐制の実施方について強力に勧奨指導されたい。

3 財産の管理活用について

現在殆んど利用されていない市内松島町の倉庫(36坪)及び同敷地(県有地117,96坪、借地101,65坪、この借料年額85,386円)の効率的活用については、毎年の監査で指摘されているとおりで、当局の検討善処を重ねて要望する。

4 施設設備について

(1) 当年度 900,000円で一階物産展示場の改装及び螢光灯入看板の取替、50,000円で事務室内部の塗装を実施していたが、なお、事務所外部の塗替についても当局の配慮を望む。

(2) 職員住宅として、現在7戸を借上げているが、年間の借上料はかなりの額(384,000円)に上っており、またその確保も困難な事情にあるので、むしろ

年次計画によつてるとも関連せしめて生活環境の良いい地に公舎を増設することが得策と思われるので、当局は検討されるよう望む。

東京事務所

昭和38年10月25日監査

監査委員 中 田 玉 平
同 千代西尾 泰 章

1 予算の執行について

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
地方譲与税	361,967,562	361,967,562	0	
地方交付税	5,413,064,000	5,413,064,000	0	
公企業及び財産収入	450,000	450,000	0	財産売却代
使用料及び手数料	96,662	96,662	0	家賃貸付料
国庫支出金	39,579,259	39,579,259	0	補助金
雑収入	2,115,855	2,115,855	0	委託金
合 計	5,817,273,336	5,817,273,336	0	納付金
				雑入金
				雑償還
				263,155

(単位 円)

歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	不 用 額	摘 要
一般会計	21,226,725	20,312,901	913,824	
警察防費	20,000	20,000	0	
土木教育費	509,000	509,000	0	
教育費	562,491	562,491	0	
				うち東京事務所費支出済額
				6,816,246円

社会及び労働施設費	20,000	20,000	0
産業経済費	2,874,480	2,849,280	25,200
財産費	1,254,431	1,254,431	0
選考費	100,000	100,000	0
諸支出金	508,463	508,463	0
合計	27,075,590	26,136,566	939,024
特別会計			
用品調達事業費	2,481,779	2,481,779	0
農業改良資金貸付事業費	10,000	10,000	0
病院建設事業費	50,000	43,200	6,800
合計	2,541,779	2,534,979	6,800

(2) 経理出納その他事務について次の点留意されたい。

ア 国から受け入れられる収入事務処理については、主管課と緊密に連けいをとつて、交付決定通知書の写等収入の根拠となる資料を整備して明確にしておくこと。

イ 宿泊施設の収納済現金の出納員への早期引継方

については前回の監査でも指摘されたが、なお、遅れている。正規のとおり引継すること。

ウ 三河台及び天現寺の元宿泊施設には、監査当時、中央派遣の研修生を無料でそれぞれ入居させていたが、財産管理面からも貸付に付いての方針を明確にするとともに、今後の利用方法について検討

されたい。

エ 当年度営繕費 337,080円で当所附設えびす寮の給水設備補修工事を実施していたが、単年度事業であるのに工事請負契約は工期が38年度にまたがっており、年度内に完成してはなかつた。また、事務吏員が完成検査をしていたが、技術吏員の検査が望ましい。

オ えびす寮建物使用について、所有者との間にまだ契約が締結されていないので、主管課は締結事務を進められたい。

カ えびす寮宿泊料金決定の根拠規程等が不明確であるので、主管課は明確にされたい。

農産物北九州あつ旋所 昭和38年6月13日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 野坂浩賢

1 概要

当所は、昭和38年3月北九州市の発足に伴い、名称を農産物北九州あつ旋所に改め、山口県中部以西と全九州を所管区域とする(人口1,450万人) 県出先機関として、本県農産物のあつ旋と出荷調整に努め、本県農産物の販路振展に寄与していると認めた。

管内は何れも消費地であるとともに高度の農産物生産地でもあるので、本県農産物中そ菜については、需給圏の関係から京阪神が中心となり、管内市場は、競合上第2次的存在となつてはいる。しかしながら本県特産の20世紀梨は年々その生産が増加しており、価格の安定策としても新販路の開拓は強く要望されつつあるので、これを中心とする特産物の販売について九州市場への期待はきわめて大きい。

生産、出荷団体等と連絡を密にして、さらに市場開拓と、あつ旋業務の推進に努められるよう希望する。

2 組織運営について

当所の職員は昭和25年、門司あつ旋所として開設された当時から、所長以下2名の常駐職員で、運営されて

おり、荷受機関との業務連絡及び信用状況、市場動向の調査、市況通報、出荷及び分荷の調整、販売及び事故品処理の立会等、数多くの業務の推進に献身しているが、管内の卸売市場は、京阪神におけるような規模なものがなく、集散性の低い中小市場が同一都市内に於てさえむしろ乱立の有様であり、市場内荷受機関もその数が多く、全九州の青果物市場は8社、214市場に及んでいる状態であつて、現員では電話、来客の接待等にもこと欠く状態となつている。当年度女子職員1名を2ヶ月半(9月~11月)雇用して20世紀梨出荷に対処していたが、過去の監査でもしばしば指摘されたとおり、少なくとも補助職員の増員について検討考慮の要がある。

3 事業活動について

当年度の事業実績は次表のとおりで、販売総額5億2870万円のうち、梨が4億9380万円で93.4%を占め、ついで災害で前年を下廻つたが、ぶどう、富有柿となつている。そ業については、前述したように、輸送条件

等の不利に併せて地元九州物及び四国物に押さえられて後退を余儀なくされたものもあるので、管内市場の需要、動向と出荷状況を適確には握し出荷品目をしぼつて、出荷時期や輸送方法等について研究の要がある。また当局は、県内生産体制として、今後の流通改革に処するためにも主産地形成を忙し、計画生産と計画生産と計画出荷が直結出来るよう体制の確立につとめられたい。

4 観光部門の担当について

北九州地区の本県観光事業に占める最近の現状よりして、当所に観光部門を担当させることについて検討されるよう希望する。

5 予算執行について

当所の業務運営経費は常時資金前年度により整理されており、支出状況は次のとおりである。資金前年度受領額867,530円、支出額867,517円、残額13円。なお、これが

経理事務について、預金利子の送金が遅延しているもの、現金出納簿の記帳月日と預金払出月日が異つており、したがつて、月末残高が不整合のものが散見された。金銀出納に当つては充分留意されたい。

6 その他

当所は業務の性質上早朝出勤を要することが多く、し

たがつて、職員も事務所近く居住することが望ましいが、現在職員1名は下関から通勤している状況である。このことについては、長年当所の懸案事項とされたいが未だにその解決をみず、業務運営に少なからぬ支障を来している実情にあるので、4とも関連して職員住宅の建設について配慮されたい。

年度別あつた実績表

区分	3年		5年		6年		7年		単位
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
おとし	455	156,220	2,902	472,788	2,297	410,174		箱 (200g)	
い	46,619	417,964	34,884	441,248	131,504	2,871,207		kg	
かし	464,582	343,735,612	557,739	419,438,790	580,184	495,823,033		箱 15kg	
ど	73,397	31,443,354	37,242	17,286,950	33,692	14,498,335		箱 7.5kg	
し			79,577	2,701,317	40,735	1,645,149		kg	
(加工用)			359,715	14,577,922	206,100	-11,677,320		kg	
き	77,056	3,238,880	1,259	215,755	1,869	393,970		kg	
し	1,027	167,113	9,630	536,750	35,495	2,078,400		kg	
し	26,775	143,870	560	24,740				kg	
い	4,544	2,258,655	3,480	85,430				kg	
が	162,205	5,418,219	79,025	12,791,760				kg	
い	173,265							kg	

とだいまも	142,152	2,727,725	28,220	678,300			
えしつらき	3,396	112,340					
合	1,080	10,400			16,830	1,302,030	kg
計		391,483,455		459,251,750	70	2,800	kg
						528,702,418	kg

鳥取県農業信用基金協会 昭和38年9月4日 監査
 監査委員 浜田庄二
 同 千代西尾 泰 章

1 前がき

当協会は、農業信用基金協会法の制定に伴い、昭和37年2月19日設立され、旧財団法人協会の権利義務及び従来県の行なっていた、農業改良資金の債務保証業務を引き継いでいる。県よりの出資金が多額にのぼっているため、地方自治法の規定に従い、県の財政援助団体としての会の発足後から昭和38年3月31日までの間の業務につき、監査を実施した。

2 事業概況

当協会は、創立後1事業年度を経過したに過ぎないが、基金の造成、機構の整備等その運営基盤はほぼ確立されていた。その結果、県出資金はその他の出資金とともに、運営上の主要な基金として活用されていて、保証業務は一応軌道に乗り、農業近代化のための資金及び農業者等の必要とする資金の円滑化に寄与しつつある等、その運営状況は良好と認められた。しかしながら、個々の業務内容についてみると、後述するように保証制度の普及、新会員加入の勧誘等について検討、配慮の要があると思料されるので、これらの諸点を考慮してさらに業務の伸張に努められるよう

基金(出資)造成状況

要望する。
 3 基金造成について
 第1年次(昭和37年2月19日~昭和38年3月31日)に

における基金造成目標額142,446千円に対し、37年度末においては141,610千円が出資され、99.4%の基金造成率でその状況は次表のとおりである。

区 分	協 会 設 立 日 現 在			3 8 年 3 月 3 1 日 現 在			協会設立日比しての増加額	構 成 比
	出資者数	出資額	構成比	出資者数	出資額	構成比		
農業近代化資金	121	6,740	10.29%	141	50,520	35.54%	43,580	57.25%
町 農 協 連 合 計	170	12,450	19.02%	145	17,930	12.66%	17,270	22.68%
農市町農協その他	11	4,070	6.12%	11	18,310	12.93%	5,860	7.70%
町 農 協 連 合 計	11	10	0.03%	11	4,920	3.47%	910	1.20%
村 協 連 合 計	16	450	0.68%	2	2,450	1.74%	2,450	3.22%
村 協 連 合 計	167	24,320	37.15%	191	2,790	1.97%	2,340	3.07%
一般資金	10	18,000	27.49%	10	21,220	14.98%	3,220	4.23%
町 農 協 連 合 計	158	8,330	12.72%	145	8,330	5.88%	0	—
農市町農協その他	11	7,410	11.32%	11	8,080	5.71%	670	0.88%
村 協 連 合 計	16	6,570	10.28%	16	8,840	6.19%	160	0.21%
村 協 連 合 計	167	41,150	62.85%	154	6,410	4.55%	3,730	4.90%
合 計	367	65,470	100.00%	345	141,610	100.00%	76,140	100.00%

(注) 農協の出資者数の減少は合併による。

すなわち、協会設立日における出資額は65,470千円(農業近代化資金分24,320千円、37%、一般資金分41,150千円、63%)であったが、37年度に76,140千円(農業近代化資金72,410千円、一般資金3,730千円)が増資され、37年度末における出資額は農業近代化資金分96,730千円、一般資金分44,880千円、計141,610千円となり順調な実績を収めているものと認めた。

しかしながら、今後農業構造改善事業が活発に行なわれ、農業近代化が推進されるに従って、大口かつ長期の資金需要の増大が予想され、これに伴って保証額も大きくなると見込まれるので、既会員よりの出資の増額にはさらに配慮されるとともに、利用範囲拡大に對処して新会員の加入勧奨についても努力されたい。

4 基金と保証力について

37年度末現在における保証基金は前記のとおりであるが、これに対し、保証残高は農業近代化資金495,203千円、一般資金57,277千円、計552,480千円である。これを、業務方法書第3条に定める保証最高限度額、農業近代化資金967,300千円、一般資金448,800千円と対比すると、近代化資金では51.2%、一般資金では8.3%に過ぎなく保証余力はまだ充分に残されている。利用率の面からすれば運営は決して充分とは言えないので、特に農業者等に対して本制度の趣旨の普及方について努力されたい。

5 債務保証状況について

第1年次における状況は、次表のとおりである。

債務保証状況

(金額単位 千円)

区分	協会設立日現在		3		7		年		度		37年度末保		37年度末現	
	保証残高(A)	未処理(B)	甲(C)	乙(D)	甲(E)	乙(F)	甲(G)	乙(H)	甲(I)	乙(J)	(A+E-F)	(B+G-D)	甲(K)	乙(L)
近代化資金	1,404 (69,54)	138,866	2,357 (97,22)	456,118	2,217 (96,99)	413,960	2,057 (96,83)	388,770	1,175 (45,97)	50,653	3,382 (93,00)	493,203	3,382 (99,67)	141 (0,35)
一般資金	25 (50,46)	60,826	98 (2,78)	13,026	96 (3,01)	12,890	94 (3,17)	12,458	35 (54,05)	36,007	112 (7,00)	37,277	112 (0,35)	2 (0,35)
計	1,429	199,692	2,455	469,144	2,313	428,850	2,151	399,428	1,210	66,640	3,494	532,480	3,494	143

(注) () 書は、計に対する比率である。

(1) 債務保証額は、当年度において399,428千円の保証決定を行なっている。これに当協会設立日承認分の保証残高199,692千円を加え、年度内の償還額66,640千円を控除すると、当年度末保証残高は532,480千円である。

第一年度の債務保証実績額399,428千円を、債務保証実施計画額794,166千円に對比すると50.3%にし

か過ぎず、また、年度末現在における保証余力については前記に述べたとおりである。

なお、当協会は附帯業務として旧財団法人協会より承継した、整備農協(津ノ井村外29農協)に対する利子補給1,988千余円(対象元本債権50,053千円)を行ない、当該農協が負担すべき金利の軽減を図っていた。

(2) 保証申込額469,144千円に対する保証承諾額は428,850千円で、91.2%の処理状況となり、37年度末における未処理額41,094千円を38年度へ繰り越している。これは、主として保証条件を具備していないも

の、その他書類不備等のため、事務的処理が遅延したものであると認める。
(3) 期間別保証状況は次表のとおり、

期間別保証状況

(単位 千円)

区分	3年以下		5年以下		10年以下		10年超		旧改良資金		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
三七年度保証 農業近代化資金 一般計	59 32 91	4,033 7,648 11,681	924 62 986	73,121 4,810 77,931	994 994	196,475 196,475	80 80	113,341 113,341			2,057 94 2,151	386,970 12,458 399,428	
本年保証 農業近代化資金 一般計	69 32 101	4,425 7,476 11,901	1,061 80 1,141	76,883 29,801 106,684	1,187 1,187	219,243 219,243	95 95	151,763 151,763			3,382 112 3,494	495,203 37,277 532,480	
比	率 %		2.2		20.0		41.2		28.5		8.1		100.0

で長期の償還期限のものほど保証附する度合が高くなっている。

(4) 反面、これを金額別で見ると次表のとおり、

金額別保証状況

(単位千円)

区分	10万円以下		20万円以下		50万円以下		100万円以下		200万円以下		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
本年保証 農業近代化資金 一般計	1,028 70	59,540 3,777	858 13 871	123,231 1,830 125,061	114 10 124	34,851 2,851 37,702	21 21	15,576 15,576	16 16	24,396 24,396	
本年保証 農業近代化資金 一般計	1,225 72 1,297	69,148 3,795 72,943	982 18 1,000	132,794 1,951 134,745	137 10 147	39,961 2,595 42,556	23 23	16,197 16,197	18 18	26,232 26,232	
金額比率	%		13.7		25.3		8.0		3.0		4.9

500万円以下	1,000万円以下		1,00万円超		旧改良資金		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
11 1 12	35,504 4,000 37,504	4 4	27,600 27,600	5 5	68,272 68,272		2,057 94 2,151	386,970 12,458 399,428
15 11 26	46,904 24,598 71,502	6 1 7	40,448 4,338 44,786	6 6	80,640 80,640	970 970	42,889 112 3,494	495,203 37,277 532,480
	13.4		8.4		15.2		8.1	100.0

有形固定資産 業務用(減価償却引当金差引) 無形固定資産 外部資産	148,900 (28,569)	120,331	近代一般資産 近代一般資産 繰上準備金 当近一般	金金金金金金 金金金金金金	96,730,000 44,880,000 9,120 — — —	△ 686,194 738,609	9,120 — — — — —
計		675,601,345	計	計			675,601,345

8 その他留意事項

- (1) 協会の経理出納に関する規程等諸規程の整備につき検討善処されたい。
- (2) 債務保証にかかる基本契約書の契約年月日のないものが散見されたので整備すること。

土木出張所

倉吉土木出張所	昭和38年4月18、19日監査	監査委員	浜田 庄二
同	同	堀江 実藏	同
同	同	前田 玄一	同
鳥取土木出張所	昭和38年6月6、7日監査	監査委員	浜田 庄二
同	同	中田 玉平	同

根雨土木出張所	昭和38年6月20、21日監査	同	野坂 浩賢
同	同	監査委員	浜田 庄二
同	同	同	中田 玉平
同	同	同	野坂 浩賢
米子土木出張所	昭和38年7月18、19日監査	同	野坂 浩賢
同	同	監査委員	浜田 庄二
同	同	同	中田 玉平
同	同	同	千代西尾 章
同	同	同	野坂 浩賢
郡家土木出張所	昭和38年9月12、13日監査	同	野坂 浩賢
同	同	監査委員	浜田 庄二
同	同	同	中田 玉平
同	同	同	千代西尾 章

果の面を考慮して重点的に事業の進捗を図っていたと認める。豪雪災害により道路橋梁事業7,581,000円及び港湾災害復旧事業7,518,000円、並びに公営住宅建設事業4,050,000円を繰り越したほか、事業は順調に施行されたことは結構である。

しかしながら、各種工事の施行監督、その他管理事務については後述するように留意改善を要する事項が見受けられたので、留意検討されたい。

なお、各所共通の事項は次のとおりである。

- 1 予算の繰越手続の実施について
年度内完了を目的として早期着工に配慮しており、翌年度繰越事業は逐年減少しているが、単項事業については、依然として繰越手続を経ないで、実質的に繰り越されている工事が多いと見受けられた。年度内に完成できるよう早期着工になお一段努めるとともに、完成見込みのない工事については繰越手続をとらねたい。
- 2 機動力の整備強化について
逐次、ゾーン、単車等が整備され、監督事務等は能率

経済基盤整備の根柢となる公共土木事業その他、土木施設の整備改良事業は、年度内完了を目的として、そのほとんどを早期に着工していた。その間地理的気象条件及び財政状況等の諸事情に制約されながらも、経済効

化されているが、道路補修の機械化については依然として低調である。

道路総延長のうち、未舗装部分は89.7%であるが、これら砂利道の補修は今もなお、道路手の手作業に依存している度合いが高いので、近代的補修機具の整備充実による機動化に努められたい。

3 工事請負業者の指名(内申)について
請負工事中には工事の施行が充分でないものが見受けられるので、入札参加者の指名(内申)に当つては、既往の実績をさらに考慮するようつとめられたい。

4 工事の施行監督について
(1) 工事の施工監督状況は、職員数並びに職員配置の閑余もあつて、各所ともまだ徹底を期し難い面が見受けられる。

(2) 工事の設計変更の内容を見ると、実施設計前の調査が不充分のため変更を余儀なくしている場合が多い。事前調査については充分留意すべきである。

(3) 建設工事請負契約約款第10条に規定された材料の

品等検査は、検査請求書により使用前に監督員が行なうことになつているのに、口頭によつて行なわれがかなり見受けられるので、書面によつて行なわれたい。

(4) 工事は設計図面のほか工事仕様書に基き施行しなければならぬのに、仕様書どおり施行されていないものが見受けられるので、その照合精査を厳正にされたい。

(5) 建設工事請負契約約款第1条3項の工事工程表が、工事施工の実態に適合していないもの、設計変更に伴つて必然的に工程表に修正を要するもので再提出のないもの等が見受けられるので、注意されたい。

5 登記事務の促進について
57年度未登録件数は10,576件に及んでいるほか、過去に果積された未登記件数も相当数見込まれるので、これらの解消にとつとめるとともに、登記事務処理の改善合理化と習熟による能率化に、さらに一層留意の要がある。

6 屋外広告物取締り状況について
57年度に許可申請された件数は僅か40件である。57年7月18日屋外広告物条例が改正、施行されたが人的配置等、取締り体制ができていないため監査時現在、各出張所とも取締りの段階に立ち至つていない実状であつた。条例改正の趣旨からして、取締り方法等その進展につき検討されたい。

7 自動車並びに単車の管理について
自動車の管理については、写真を付けて財産台帳に記録し、その使用も比較的良好であるが、単車の管理は至つて不備である。とくに使用前の手続きが不明確のもの、使用後の仕末が不充分なもの等、整備整とん状況は良好の状態といえない。これが管理については留意を厳にすべきである。

8 県有水防倉庫の器材整備について
器材内容の整備状況を見ると、雑然としていて整理の不充分なもの、現物と帳簿が不突合のもの、道路改良事業用器材と混入保管しているもの、使用後定位置に

整とんされていないもの等、その整備状況に検討の余地が認められるほか、倉庫が狭いのため分散して保管している等、非常事態に際し、緊急措置に支障を来たすと思われる箇所も見受けられたので、これが整備に万全を期されたい。

9 河川の維持管理等について
鳥取土木出張所のキャノンパートラックによりブルドーザーを各所に運搬し、河床整理等に活用しているが、このトラックの配属箇所の偏重、共用規定の不備等が見受けられた。また、河川取締規則各条項の励行、とくに河川産物採取願の事前提出の遵守と採取後の検査の励行、同規則第14条に規定する標識の建設、採取場所の指定、採取許可旗の交付と回収の励行等の実施につき配意されたい。

なお、河川管理員を20名任命しているが、何れも兼務で実効があつていない。当局はさらに検討すべきである。

10 砂防維持修繕について

砂防維持修繕事業10箇年計画(35年度~44年度)の進捗状況は、156箇所、事業費89,000,000円に対し、37年度までの実績は22箇所、6,316,246円で7.1%の進捗にしかかっていない。さらに、実態調査のうえ、経済効果並びに緊急度を考慮して事業を進め、災害の未然防止に配慮されたい。

11 その他事務処理の合理化について

- (1) 河川生産物採取並びに河川占用願等の事前提出を励行をするよう取締りを強化されたい。
- (2) 過年度収入未収金(根雨土木出張所を除く)の常時収納確保につとめること。
- (3) 河川生産物売払代の滞納整理に出納員以外の係員が従事し、現金を取り扱っている例があるが、適当でないので分任出納員制度活用について検討の要がある。
- (4) 使用に耐えない不用品の処分につき検討すること。
- (5) 土木出張所職員の日額旅費の支出内容に検討を要するものがあつたので、実態に即するよう改善する

こと。
(6) 物品出納簿物品の照合確認及び物品出納簿の整理に努められたい。

倉吉土木出張所

1 収入、支出の状況(38年3月31日現在)

(1) 収入

予算合達額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
円	円	円	円	
6,148,000	8,330,975	5,106,572	3,224,401	

(2) 支出

予算現額	支出済額	差引予算残額	摘要
円	円	円	
(2,191,880) 196,951,862	(1,950,306) 145,384,804	(261,574) 51,567,258	

(注) () の金額は、36年度繰越額を示す。

- (3) 時間外勤務命令(38年2月分、3月分)をしない
で同手当が支給されていたので留意すべきである。
- (4) 通勤確認は、年1回実施しているが随時確認され

たい。

2 主な業務の状況

工種別	工事数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良工事	28	38,568,202		36年度繰越分
”	3	12,651,396		
道路特殊改良工事	15	30,695,851		
橋梁架換工事	6	30,924,164		36年度繰越分
”	2	4,263,549		
舗装道新設工事	21	56,084,977		
舗装道補修工事	6	5,551,190		
凍雪害防止工事	1	1,824,994		
道路修繕工事	40	3,013,694		
橋梁修繕工事	47	8,953,000		
道路災害防除工事	1	2,692,853		
橋梁災害防除工事	1	3,864,435		36年度繰越分
”	3	12,106,506		
都市計画街路事業	5	36,500,924		
河川改修工事	14	38,641,833		
河川局部改修工事	2	3,408,872		
河川災害助成工事	5	56,407,098		
”	1	22,787,721		36年度繰越分
港湾改修工事	1	10,507,309		

工事	数量	金額	摘要
港湾修繕工事	2	450,000	
海岸浸蝕対策工事	1	10,605,281	
漁港局部改良工事	1	4,716,002	
漁港災害関連工事	1	1,322,748	
通常砂防工事	5	28,680,853	
特殊緊急砂防工事	4	15,474,330	
砂防修繕工事	4	400,000	
緊急失対策道路整備工事	1	5,973,203	
道路災害復旧工事	90	16,103,204	
橋梁災害復旧工事	3	5,797,000	
”	1	11,943,544	36年度繰越分
河川災害復旧工事	52	12,997,200	
”	2	6,721,051	36年度繰越分
砂防災害復旧工事	5	6,378,110	
”	1	12,218,602	
港湾災害復旧工事	6	844,000	36年度繰越分
合計	381	519,755,696	

3 財産管理の状況

- (1) 財産台帳副本と現地状況との照合確認並びに、副本手入れにつき配慮すべきである。なお、図面の整備につき善処されたい。

(2) 八橋駐在所の〇〇は東伯町より借用しているが、賃借契約が未締結であった。

4 現地工事施行状況

現地調査は単県工事に重点を置いて、橋梁修繕工事等22ヶ所を実施し、その結果は次のとおりである。

- (1) 下西谷橋、大父木地橋修繕工事は年度末(38年2月)に着工したため、監査時現在未完成となつたので、早期着工に配慮すべきである。
なお、並べ木の末口寸法不足のものがあつたので、検収は厳にされたい。
- (2) 広瀬、倉吉停車場線(倉吉市東嶋) 道路改良工事は石積、根石の上部より漏水していた箇所がある箇所見受けたが、裏込コンクリート不足と思われるので、監督を厳にすべきである。
- (3) 羽田三朝線下谷橋修繕工事は骨材使用にあたり、設計上では砂利となつているが、砂利の現場採取が困難のため碎石を使用し、その差額を業者負担で施工していたので、設計についてはさらに入念にされたい。

たい。

(4) 恋谷川(三朝町三朝) 砂防新設工事は堰体と袖打継目施工が不充分であつた。

鳥取土木出張所

1 収入、支出の状況(昭和38年2月28日現在)

(1) 収入

予算合達額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
円	円	円	円	
5,706,000	5,435,475	2,429,493	3,003,982	

(2) 支出

予算現額	支出済額	差引予算残額	摘要
円	円	円	
(3,237,415) 176,847,886	(2,655,027) 147,965,856	(582,388) 28,882,030	

(注) () の金額は、36年度繰越額を示す。

- (3) 過年度収入の収入未済額は1,774,679円(堤塘物揚場使用料4,968円、河川生産物売払代751,287円、道路占用料1,009,916円道路復旧事業委託金7,212円、

- 雑入1,296円)であるが、このうち道路占用料については、28年度より31年度まで分が890,690円、35年度分が119,226円あり、しかもこの過程において第三者より一部分納された関係からして、個々の延滞額が不明となつているので、これが明確化と整理にとめられたい。
- なお、木造アーケードによる不法道路占用についても善処されたい。
- (4) 現金領収書に県金庫払込済月日の記入していないものがあつたので明記すべきである。
 - (5) 河川産物採取願の提出遅延により、許可期間を経過して許可しているものがあつたが、規則は遵守させられたい。
 - (6) 漁港施設使用料20,828円を収納しているが、使用期間が37年10月4日よりものを、37年11月5日に至り調定している。調定は使用前に行なうよう留意すべきである。
 - (7) 道路占用料調定事務のうち、前年度よりの占用許

可期間更新分に対するもので、38年1月に遅延していたものがあつた。なお一層実態の把握に努め、取締の徹底を期されたい。

- (8) 自動車用燃料の翌年度繰越分のうち、混合油は約1ヶ年間の使用量に相当する量を繰り越しているものがあつた。さらに、予算の効率的執行に留意されたい。

2 主な業務実績の状況

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良工事	32	25,462,957		36年度繰越分
”	2	3,496,402		36年度繰越分
道路特殊改良工事	1	1,374,830		36年度繰越分
舗装道新設工事	11	15,163,507		36年度繰越分
橋架架換工事	5	25,650,907		36年度繰越分
道路橋架補修工事	110	33,041,225		36年度繰越分
舗装道改修工事	7	49,233,632		36年度繰越分
凍雪害防止工事	3	5,311,950		36年度繰越分
都市計画街路事業	2	25,580,486		36年度繰越分
河川災害防除事業	5	15,288,552		36年度繰越分

河川改良工事	9	28,491,825	36年度繰越分
河川災害関連工事	1	2,670,000	36年度繰越分
河川等災害復旧助成事業	2	8,658,998	36年度繰越分
河床堤防維持修繕工事	1	8,235,000	36年度繰越分
通常砂防工事	18	19,007,708	
特殊緊急砂防工事	1	3,049,599	
砂防災害関連工事	1	1,714,300	
砂防維持修繕工事	4	19,845,500	
港湾修築工事	1	1,523,027	
漁港修築工事	7	1,022,146	
漁港船舶維持管理費	3	24,518,766	
道路災害復旧工事	1	19,520,000	
橋梁災害復旧工事	3	343,000	
砂防災害復旧工事	4	1,259,472	
河川災害復旧工事	78	10,220,851	
河川災害復旧工事	4	9,330,261	
河川災害復旧工事	5	563,000	
河川災害復旧工事	1	1,585,643	
河川災害復旧工事	33	16,504,966	
河川災害復旧工事	14	9,130,570	
河川災害復旧工事	161	99,586,740	
河川災害復旧工事	31	42,914,581	
河川災害復旧工事	8	9,394,930	
河川災害復旧工事	1	6,747,821	

漁港災害復旧工事 3 8,753,928
 合 計 573 554,197,080

3 河川敷地不法占用取締の状況
 数年来の懸案であった旧袋川右岸(智頭橋と鹿野橋の間)の不法占用に対し、行政代執行の方法によつて物置小屋等の撤去を45,908円をもつて実施していたが、河川法の適用及び準用河川には、なお、不法占用者を見受けるので、これが取締を強化されたい。

4 現地工事施行状況
 現地監査は単県工事に重点を置いて、単県橋梁架換工事等3ヶ所を抽出し実施した結果は次のとおりである。

(1) 大羽尾、小羽線道路改良工事浪返し工法は検討の余地があると思われ、かつ、型わくの設置方法が悪くでき上りがよくなかつた。

(2) 田後港港湾修築工事は、防波堤方塊を据え付けていたが、上段の12箇中8箇は散乱し、4箇のみ現存していたので、波浪の高さの計算等、設計に検討の余地があると思われる。

(3) 下木原岩美停車場線高住橋橋梁架換工事の護岸天巾にジョイントがなぐクラックを生じていた。

(4) 同上線院内橋橋梁修繕工事は交通しや断せず夜間作業によつて実施していたが、設計上では夜間作業による割増しを考慮していなかったが、並べ木のうち末口寸法不足のものを見受けたので、実態に適合した設計と材料検収に慎重を期すべきである。

(5) 金沢伏野線道路改良工事(鳥取市三津)のコンクリート側溝は設計書と対比して寸法が不足し、コンクリートの調整も悪く、破損箇所も多かつた。監督、検査を厳にすべきである。

(6) 国道9号線単県道路改良工事(気高町日光)において練石積の法面が中途張り出ししているものがあった。

根 雨 土 木 出 張 所

1 収入、支出の状況(昭和38年5月31日現在)

(1) 収入

予算合連額	調 定 額	収入済額	収入未済額	摘 要
1,057,500	972,507	972,507	0	

(2) 支出

予算現額	支出済額	不 用 額	摘 要
(560,305) 141,315,770	(560,305) 141,315,770	(0) 0	

(注) () の金額は、36年度繰越額を示す。

(3) 財産売却代は、37年9月11日付200,000円の歳入予算令達を受けたが、貨物自動車を20,100円で売却処分したのみで、収入済額は予算令達額に対し179,900円減少していた。不用品売却代5,000円の収入予算令達を受けていたが、使用不能品(クラーシャー等)があるにもかかわらず処分せず、収入済額は零とな

つていた。正確な財源捕そくにつき当局は検討すべきである。

(4) 前記売買契約書(38年3月26日に契約)をみると代金は5日以内に納入することになっていてしたが、38年4月8日に納入していた。契約履行の取正につき配慮すべきである。

(5) 堤防物揚場使用料について、使用許可期間更新分の調定事務が遅延していた。一層実態のはあくに努め、取締りの徹底を期されたい。

(6) 測量器具等の備品の購入にあたり、相見積書を徴していないものがあつた。

2 主な業務実績の状況

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良工事	25	65,607,604	4,020,000	大山国立公園環状手道
道路施設工事	1	13,282,729		
大山公園道路	1	12,185,915		
大山環状道路	1	3,307,052		

道路特殊改良工事	18	31,622,475		
舗装道新設工事	4	14,410,415		
凍雪害防止工事	3	7,066,436		
橋梁架換工事	9	37,250,516		
道路修繕工事	2	8,880,000		36年度繰分
橋梁修繕工事	52	3,691,910		
通常砂防工事	26	5,246,904		
特殊緊急砂防工事	5	19,238,537		
砂防修繕工事	4	19,705,629		
河川修繕工事	6	985,000		
道路災害復旧工事	7	970,000		
橋梁災害復旧工事	82	12,664,627		
砂防災害復旧工事	8	856,429		
砂防災害復旧工事	16	2,126,000		
河川災害復旧工事	28	6,455,115		
合計	296	265,551,289	4,020,000	

3 現地工事施行状況

現地監査は単具工事に重点をおき、道路改良工事等17ヶ所実施した結果、

(1) 豪雪の関係もあつて工事が全般的に遅延していた。とくに、年度末(38年3月)に契約した工事がかなり見受けられたので、早期契約につき検討すべきである。

ある。

米子土木出張所

1 収入、支出の状況(昭和38年5月31日現在)

(1) 収入

予算合算額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
円	円	円	円	
10,591,547	11,898,014	11,001,119	896,895	

(2) 支出

予算現額	支出済額	不用額	摘要
円	円	円	
(2,557,895)	(2,557,895)	(1)	
275,714,636	275,714,448	188	

(注) () の金額は、36年度繰越額を示す。

(3) 収入未済額は896,895円あり、前年度より36万余円増加している。この主なものは、家屋貸付料200,771円、堤防物揚場使用158,890円、河川生産物売込代金274,648円であり、これらのうちには、数年間滞納となっているもの、また、滞納者のうちには行

方不明のもの、貧困等のため徴収困難となつているもの等が相当あるが、これらの早期収納確保については、前年度の監査においても指摘されているところでもあり、なお一層の努力をされたい。

(4) 河川生産物採取願を提出せず、無許可で採取していたものが29業者で、その金額は270,678円に達していた。取締りの強化に努められたい。

2 主な業務実績の状況

工事別	工事箇所数	事業費	翌年度繰越額	摘要
道路改良工事	43	88,797,126		36年度繰越分
道路特殊改良工事	2	2,665,000		
舗装道新設工事	9	22,787,230		
凍雪害防止工事	20	56,728,940		
橋梁架換工事	3	7,200,000		
道路修繕工事	7	48,611,749		
橋梁架換工事	2	9,663,000		
道路修繕工事	38	2,718,500		
舗装道補修工事	1	2,400,000		
橋梁修繕工事	13	1,744,673		

都市計画街路事業	3	53,849,999	
河川改良工事	4	25,799,524	
河川局部改良工事	4	9,040,000	
河川維持修繕工事	14	2,460,000	
通常砂防工事	13	43,873,019	
特殊緊急砂防工事	3	23,926,201	
港湾局部改良工事	1	6,000,000	
海岸局部改良工事	2	10,500,000	
高潮対策工事	1	12,000,000	
漁港修築工事	5	54,989,933	
特定港湾整備事業	1	50,000,000	
港湾修繕工事	4	592,000	
日野川筋河口閉鎖土砂取除	1	3,701,793	
河川災害関連工事	1	750,000	
砂防災害関連工事	1	974,663	
道路災害復旧工事	54	6,671,607	
橋梁災害復旧工事	4	409,000	
河川災害復旧工事	66	8,660,000	
砂防災害復旧工事	14	1,989,000	
海岸災害復旧工事	9	1,235,000	
〃	4	12,232,885	
漁港災害復旧工事	4	26,584,652	
港湾災害復旧工事	4	533,000	
		15,119,000	36年度 淀江漁港 災害復旧 繰越分

一般事業対策事業	2	15,924,997	
用地先行取得事業	2	13,562,252	
境漁掘施設	1	390,000	
合 計	360	630,005,743	15,119,000
			36年度 繰越分

3 財産管理の状況

日野川筋河川敷、堤防敷に松の立木20年以上約160本があるので、材積調査等を行ない、これが取扱いいにつき検討されたい。

4 現地工事施行状況

現地監査は単県工事に重点をおき、特別港湾整備事業等18ヶ所実施し、その結果は次のとおりである。

(1) 境、渡、米子線災害橋梁工事は、床板の厚さが設計どおり均一でなかつたので、施工の指導監督に留意されたい。

(2) 精進川護岸(淀江町本宮)県単災害復旧工事は、完成後の出水により再災害を被り、2工箇所とも礫石積の護岸が大きく破壊していった。

破壊口を見るに、設計書では礫石の径が35cmであるのに対し、20~25cmのものかなり使用されていたことも再被災の一因であるとも考えられる。現地は交通不便の地であり、監督も思うに任せなかつたことと思われるが、請負業者の選定と監督にはさらに留意されたい。

那 家 土 木 出 張 所

1 収入、支出の状況(昭和38年5月31日現在)

(1) 収入

予算合達額	円	2,582,020	収入済額	円	2,500,220	収入未済額	円	81,800
3,091,000	円			円			円	

(2) 支出

予算現額	円	(8,815,975)	支出済額	円	(8,815,975)	不用額	円	144,914
	円	205,924,977		円	205,780,065		円	

(注) () の金額は、36年度繰越額を示す。

(3) 道路占用、河川生産物採取等許可事務は、依然としてそ及び許可しているものが多いので、許可手続の合理化につき検討の要がある。

(4) 河川生産物売払代金のうち、採取後願書を提出したものの34件、180,193円、設計数量と採取願数量との不具合で追徴したものの25件、208,897円、購入分の不具合のもの19件23,277円あつて、当所はその取締りに努めて成果をあげているが、なお、採取願の事前提出、採取量の確には配意の要がある。

(5) 財産売払代の収入済額は、17,040円で、予算合達額に対し182,960円減収している。歳入予算の計上及び令達にあつては財源の捕そくに慎重を期するよう、当局は配意すべきである。

(6) 私都川(郡家町門尾、水防倉庫附近)堤防上2ヶ所を無断占用し、耕作しているものがある。これが取締りを厳にされたい。

00123

2 主な業務実績の状況

工種別	工事箇所数	事業費	翌年度繰上額	摘要
道路改良工事	20	50,415,514	6,000,000	翌年度繰上額 36年度繰越 岡山, 鳥取線
道路特殊改良工事	3	8,758,235		翌年度繰上額 36年度繰越
舗装道新設工事	11	28,000,000		
凍害防止工事	13	44,734,196		
凍害防止工事	1	2,100,000		
橋梁架換工事	10	67,747,921	1,581,000	翌年度繰上額 36年度繰越 橋 6年度繰越
道路修繕工事	1	1,401,000		
道路修繕工事	84	7,570,813		
都市計画街路事業	32	8,571,802		
河川改良工事	2	13,950,000		
河川局部改良工事	5	14,725,493		
河川修繕工事	1	3,000,000		
河川修繕工事	12	2,355,000		
通常砂防工事	5	18,744,726		
特殊緊急砂防工事	6	24,355,598		
砂防修繕工事	6	941,200		
道路災害関連工事	2	14,700,000		
河川災害関連工事	7	14,309,841		

砂防災害関連工事	2	16,721,359		
河川災害助成事業	2	26,904,136		
道路災害復旧工事	70	21,954,482		
橋梁災害復旧工事	8	44,802,851		36年度繰越
河川災害復旧工事	1	9,289,000		36年度繰越
砂防災害復旧工事	1	3,255,040		36年度繰越
合 計	543	761,965,473	7,581,000	

3 現地工事施行状況

現地監査は単県工事に重点をおき、橋梁修繕工事等23ヶ所実施し、その結果は次のとおりである。

- (1) 美方美作智頭線白坪橋梁修繕工事は、並べ木のうち設計書とおりのものでないものがあつたので、検査は厳にすべきである。
- (2) 八束川筋右岸米岡堤防修繕工事は、裏込不足となつていた。
- (3) 上斉原用ヶ瀬線道路改良工事における附帯工事としての用水路の石積工のセメント詰込は、量不足の

00124

ため漏水箇所があつた。

- (4) 各種の石積工において、設計書に在来石を使用することとなつていないにもかかわらず、在来石使用の散見されたものがあつた。
- (5) 河床維持修繕工事における取付道の基礎工が、流れのため監査時に早くも崩壊していたものがあつた。
- (6) 河川改良工事において、堤防の盛土の不足しているものがあつた。
- (7) 堤防維持修繕工事(若梁町加地)は、加地川よりの溢水防止を目的とした工事であるのに、防水コンクリート壁に高低があり、また別途単県災害復旧事業として施行した際接護岸との間に間げきがあり、本工事の効果を減殺しており、仕上げもよくない。設計及び監督に留意されたい。

警察 署

米子警察署	昭和38年9月3日監査	監査委員 浜 田 庄 二
倉吉警察署	昭和38年9月11日監査	監査委員 浜 田 庄 二
鳥取警察署	昭和38年9月30日監査	監査委員 浜 田 庄 二
同		同 野 坂 浩 賢
同		同 中 田 玉 平
同		同 中 田 玉 平
同		同 千代西尾 泰 章

今回米子、倉吉、鳥取警察署に対する昭和37年度に係る定期監査を執行した。その結果各署とも、種々の悪条件を克服しつつ治安維持の確保、交通秩序の確立及び青少年の不良化防止補導並びに広報活動等に努力が払われているものと認めた。しかしながら、三署とも第一線諸業務は累年増大しているのに対し、人的制約を受け各種



の事案処理にも困難を生じ、警察業務運営上苦慮している実情であると認めるので、関係当局はこの現状に充分検討を加えられ、それぞれ適切な措置を講じ、もって第一線警察活動の効率化と治安の確保につき、格段の配慮をされるよう要望する。

なお、三署の共通的事項で主なものは次のとおりである。

1 警察官か動態制の強化について

監査時における三署の警察官の配置状況は次表のとおりで、現員のうち、休職及び長欠者、健康要注意者並びに入校派遣者等を除外して考慮すれば実質か動人員は定員に対し87.8%の配備となり、年の中途における定数の不補充により過重な勤務条件にあるものと認める。しかも交通取締りの強化、自動車免許事務等業務は年々増大して来ており、これらは外勤にしわ寄せされ、駐在所派出所等の要員に欠員を生じ、鳥取署管内14箇所、倉吉署管内6箇所、米子署管内11箇所においては補動を余儀なくしている実情にある。益々増大し

つつある各種犯罪、事故等に対処するために警察官増員の要が認められる。見習生を定数外とする特別措置、あるいは事務吏員等で処置できる業務についてはこれらの職員の増員による実質的増員の措置等について、関係当局は格段の努力をされるよう切望する。

警察官配置状況(38年9月)

区分	警察官		現員のうち			実か動員	定員に対する実か動員割合%	6年度の警察官員数
	定員	現員	休職要長欠者	注入校生	人			
鳥取	121	117	3	7	3	104	86.0	119
倉吉	84	81	1	3	4	73	86.9	84
米子	130	127	1	5	4	117	90.0	130

2 警察官住宅対策について

(1) 警察官の住宅対策については、37年度に新たに6,074,022円の予算外義務負担を行ない、3棟、21戸の借上措置をし、住宅の確保を図っていた。しかしながら借家、間借等の率は、鳥取署53%、倉吉署48%、米子署37%を占めており、三署とも住宅対策に

苦慮している実情である。

警察官はその職務上居住地制限を受けるので、当局は警察官、住宅の建設についてはさらに努力されるところととも、各署の配置人員等を考慮し、不均衡とならないよう配慮されたい。

各署別警察官住宅入居状況

区分	公舎		経済租		駐在所	自宅	家賃借等		その他	計
	借	舎	組	合			建物	借		
鳥取	3	3	6	6	14	27	61	0	117	
倉吉	2	2	3	3	9	6	39	0	81	
米子	2	2	1	1	14	27	47	4	127	

(2) 警察官住宅(共有、借上)は、上記の居住地制限

のため、家賃は無料となつてはいるが、その根拠規程がなく、伺によつて処置されているので当局は早期に規定を設け措置する必要がある。なお、人員配置のない駐在所を住宅がわりに使用しているものがある。

維持管理並びに住宅対策としての臨機の措置と考えられるが、何らの手続きがなく財産を目的外に使用することは適当でないので善処されたい。

(3) 終戦後解散した警察後援会が所有していた無主物の建物を現在引き続き使用しているものがあり、中には既に個人名義で登記されているものもあるようであり、不明瞭な財産となつてはいる実情にあるので当局は適法な措置につき善処されたい。

3 財産管理について

市町より無償で借り上げている駐在所、派出所の土地、建物は従来の慣習により、そのほとんどが貸借について未締結のまま、相当額の維持修繕を県費で行なつてはいることは適当でない。契約締結するよう善処されたい。

4 経理出納その他事務処理について

(1) 各警察署の外勤者に支給する自転車のクイヤ、チユーアは、本部において一括購入し、現物送付したものであるが、購入、支払の手續が適当でない。適

正な事務処理につき留意されたい。

なお、公用車、私用車の別なく現物(1本~2本)支給しているが、私用車に支給するに当つては、何らかの決裁行為が必要である。なお、公用車の修繕の一部を除き個人負担としているが公費で支出すべきである。

(2) 道路使用許可で、高等学校等が行なう運動会の前夜祭の道路使用許可手数料は、申請者の異なるにより徴収免除または徴収をしているが、同手数料条例(3条)並びに道路交通法(77条)の条理からして、これらは徴収するが妥当と史料されるので、検討善処されたい。

(3) 管区学校に入校する際の旅費支給は、片道ごとの概算払方法で行なわれているが、規則上並びに事務処理の能率上、往復概算払方法によるよう改善されたい。

(4) 遺失物件中、自転車、オートバイなどは三智とも相当数保管され、その置場が狭隘のため大半が屋外

に置かれており、風雨等により表示はなくなり、いつれか、いつ、期満失効するものか判断としないものが多いので保管管理に配慮されたい。

なお、期満失効により県に帰属した物件の処理を年2回としているため、要処分ものかかなり保管され、前記のとおり、管理に困難を来たす一原ともなり、また数ヶ月屋外に置かれているものはその処分価値がはなはだしく減損している。期満失効後は随時処分することが適当と史料されるので、関係当局は検討善処されたい。

(5) 自動車用燃料、消耗品、ハガキなどを年度末に担当量購入しているが、予算の執行に当つては地方財政法第4条の規定の示すところによられたい。

米子警察署

1 収支について

昭和37年度末における収入、支出の状況は次表のとおりである。

ア 収入

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	備 考
弁償金及び報償金	12,018	12,018	0	一時保護費弁償金
雑 入	176,843	176,843	0	拾得物並びに拾得品販売代金
計	188,861	188,861	0	

イ 支出

科 目	手 算 算 額	支出済額	不用額	備 考
公安委員会費	301,508	300,508	1,000	
警察職員費	69,045,204	69,045,204	0	
警察行政費	5,458,779	5,458,779	0	
計	74,805,491	74,802,491	1,000	

2 経理出納その他事務処理について

(1) 乗用車(1台)、白バイ(2台)の財産引継手続きが未了で、かつ財産台帳(副本)への登録が行なわれていなかったため、財産管理事務の適正をされ

たい。

- (2) 弁償金の調定済れがあつたので適確を期されたい。
- (3) 超過勤務命令並びにその手当支給に当り実態に即した処置を要するものがあるので、適正処理されたい。
- (4) 駐在所に届出した拾得物件の署に対する報告が遅延しているものがある。早期処置に努められたい。

倉吉警察署

1 収支について

昭和37年度末における収入、支出の状況は、次表のとおりである。

ア 収入

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	備 考
弁償金及び報償金	3,489	3,489	0	一時保護費弁償金
雑 入	1,195	1,195	0	拾得物並びに拾得品販売代金
計	4,684	4,684	0	

1 支出

科目	予算 各達額	支出済額	不用額	備考
公安委員会費	188,103	188,103	0	
警察職員費	44,470,065	44,470,065	0	
警察行政費	3,473,498	3,473,498	0	
計	48,131,666	48,131,666	0	

2 経理出納その他事務処理について

- (1) 一時保護費弁償金の調定事務は早期処理に努められたい。
- (2) 道路使用許可手数料徴収に当り、使用箇所ごとに入手料を徴収しているもの、または数箇所使用を一件扱いとし手数料を徴収しているものがあるが、一箇所一件として統一処置されたい。
- (3) 拾得金品の手許保管額については規定により処置されたい。

鳥取警察署

1 収支について

昭和37年度末における収入、支出の状況は次表のとおりである。

ア 収入

科目	調定額	収入済額	収入未済額	備考
弁償金及び報償金	19,526	19,526	0	一時保護費弁償金
雑入	138,075	138,075	0	拾得物並びに不用品販売代金
計	157,401	157,401	0	

イ 支出

科目	予算 各達額	支出済額	不用額	備考
公安委員会費	303,577	303,577	0	
警察職員費	62,932,171	62,932,171	0	
警察行政費	4,524,137	4,524,137	0	
計	67,759,885	67,759,885	0	

2 経理出納その他事務処理について

- (1) 道路占用許可の協議があつたものうち、使用許

可手数料が徴収されていないものがあつたので厳格を期されたい。

- (2) 弁償金の調定誤りが散見されたので、適正に処理されたい。
- (3) 資金前渡した報償費の精算に係る受領書または奥書証明のないものが散見されたので適正処理に留意されたい。
- (4) 超過勤務命令並びにその手当支給に当り、実態に即した処置を要するものが散見されたので適正処置されたい。
- (5) 道路使用許可されたもので、台帳に登録されていない

(1) 収入

区分	予算 現額	本課 調定額	収入 済額	収入未済額	摘要
国庫支出金	23,456,000	20,766,000	20,766,000	0	
家屋貸付料	8,958,000	9,052,549	8,914,909	157,640	
土木費手数料	2,610,000	3,158,500	3,158,500	0	
起債	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
その他	1,850,000	6,223,378	5,769,671	450,707	不納欠損額
合計	46,874,000	49,200,427	48,609,080	588,347	5,000円

ないものが散見されたので整備されたい。

- (6) 古物行商の許可を受けた者のうち、有効期間が満了したもので、更新されていないものが散見された。更新の早期事務処理に留意されたい。

- | | |
|-----------|--------------|
| 建築課 | 昭和38年10月8日監査 |
| 監査委員 浜田庄二 | |
| 同 中田玉平 | |
| 同 千代西尾 泰章 | |
- 1 収入、支出の状況(昭和39年5月31日現在、以下各課局とも同じ)

(2) 支出

区分	予算現額	本課支出額	不用額	摘要
公営住宅建設事業費	円 38,242,000	円 (4,050,000) 37,770,524	円 471,476	
公営住宅建設事業指導監督費	4,055,000	4,055,000	0	36年度繰越分
建築指導費	416,000	416,000	0	
公営住宅建設事業指導監督費	6,535,455	6,431,712	103,743	
公営住宅維持管理費	6,512,800	6,482,137	30,663	
住宅維持管理費	58,000	54,323	3,677	
宅地建物取引業者取締費	55,819,255	(4,050,000) 55,209,696	609,559	
合計				

(注) () の金額は翌年度繰越額を示す。

(3) 県営住宅使用料は、出先機関取扱分を含め、37年度調定額14,283,745円に対し収入済額は14,064,115円である。その徴収率は98.5%で漸次徴収成績は好転しているが、依然として29年度以降の未収額が569,488円あるので、なお徴収体制の強化を図りこれらの整理に万全を期されたい。

(4) 同上使用料収納に当り、現金収収した日より金庫への納付が5日も経過しているものがあるので、期を失せず納付完了すべきである。
なお、分任出納員でない職員が使用料を取り扱うことについては検討されたい。

(5) 家屋貸付料の調定時期はできるだけ早期にされた

い。

(6) 月の中途退去者に対する家屋貸付料を、減額調定前に減額分を差し引き収納しているものがあるが、調定後に収納すべきである。

(7) 県営住宅管理条例第21条に規定する割増賃料は、同条の規定によれば、入居者の収入が収入基準を超過しているとき知事が決定した翌日から納付することとなり、この決定作業に要する日数が県収入に影響するので、早急に事務処理するようにされたい。

2 主な業務実績の状況

建築工事の設計監督(下記ものを除く)

83件 1,033,438千円

県営住宅建設 53戸 (37年度分 34戸 (36年度から繰越分18戸))

37,776千円

県住宅公社寄附

(県住宅公社丸山賃貸住宅建設資金寄附)

5,700千円

県営住宅環境整備

3,500千円

県営住宅敷地購入

398千円

3 県営住宅維持管理事業について

県営住宅維持管理費の修繕料及び工事請負費は4,679,351円で、前年度に比較し873,677円減少しているが、臨時的修繕費2,740,000円を控除した実質的一般維持管理費は前年度より1,866,322円増額している。

37年度未現在における県営住宅総戸数898戸のうち木造戸数は409戸で46%を占め、しかも、約10年経過して腐朽度が高く、かつ、附属施設設備の充実等も考慮せざるを得ない実状にあるものと見られるので、この際、その措置につき根本的に検討の要がある。

4 営繕工事の設計監督について

当課において設計監督した一般営繕、並びに学校営繕等の工事は11億余円(36年度は約6億余円)に達しているが、現在の営繕部門の陣容では設計に追われて監督面が手薄ではないかと認められる。

設計の外注等適切な措置を講ずることにつき検討されたい。なお、個々の工事施工については学校等の監査で述べたとおりであるが、炊事場の換気に対し配慮が

なされていないこと、燃料タンク、じんあい、焼却炉が不良であることなどに類型的な不備が見つかんが認められたので留意されたい。

5 完成建物等の引き渡し状況について

県営建築工事の施工を事業課より当該に委任された場合の工事竣功後の建造物引き継ぎが、従来不明確であったが、監査指摘後、完成工事について建物明細書(建築物、工作物)並びに工事完成図を添付し主管課へ財産の引渡しをしていることは結構である。

しかしながら、主管課より、さらに、出先機関への引継はまだ充分と認められないものがある。

都市計画課 昭和38年10月8日監査

監査委員 浜田庄二

同 中田玉平

同 千代西尾泰章

1 収入、支出の状況

(1) 収入

区分	予算現額	予算現額	収入済額	収入未済額	摘要
国庫支出金	108,458,000	108,458,000	108,458,000	0	
土木費負担金	19,815,000	19,813,579	19,813,579	0	
その他	2,430,000	4,153,138	3,752,100	401,038	
合計	130,703,000	132,424,717	132,023,679	401,038	

(2) 支出

区分	予算現額	本課支出額	不用額	摘要
街路事業費	71,695,696	71,688,091	7,655	
臨時就労対策街路事業費	13,126,712	13,126,660	52	
都市計画費	1,126,000	1,008,170	117,830	
区画整理事業費	461,000	447,159	13,841	
都市計画事業指導監督費	693,000	693,000	0	
密集地区街路整備調査費	360,000	360,000	0	
都市政造事業費	5,300,000	5,299,920	80	
道路交通情勢調査費	510,000	510,000	0	
屋外広告物取締費	184,000	50,293	133,737	
合計	93,456,408	93,183,233	273,175	

(3) 屋外広告物許可申請手数料の証紙収入額は42,100円であるが、申請書と照合してみると不契合となっている。これは収入証紙消印の時点を誤ったためであるので、収入年度所属区分を、明確にされたい。

(4) 鳥取火災復興区画整理事業の際の行政代執行費弁償金 401,038円が未だに未納となつているので善処された。

2 主な業務実績の状況

街路事業 道路改良 5か所 1,678m
 舗装新設 7か所 2,044m 114,974千円
 臨時就労 舗装新設 4か所 333m 15,750千円
 築街路事業
 3 屋外広告物の取締状況
 昭和37年7月18日屋外広告物条例が改正され、同年10月1日より施行されたが、37年度の許可申請はわずか40件に過ぎず、実態調査の段階で、取り締まりもできていない状態であるので、今後の運営に格段の努力を

河 港 課 昭和38年10月11日監査
 監査委員 浜 田 庄 平
 同 中 田 玉 章
 同 千代西尾 泰 草

1 収入、支出の状況

(1) 収入

区 分	予算現額	本課調定額	収入済額	収 未 済 額	人 額	摘 要
国庫支出金	194,160,000	194,128,331	194,128,331	—	—	
土木費負担金	41,764,000	41,764,564	41,764,564	—	—	
起 債	225,000,000	167,000,000	197,000,000	—	—	
そ の 他	16,131,000	19,794,912	19,744,304	50,608	50,608	
合 計	477,055,000	422,687,807	422,637,199	50,608	50,608	

(2) 支出

区 分	予算現額	本課支出額	不 用 額	摘 要
河 川 改 良 事 業 費	71,864,748	71,838,806	25,942	36年度繰越分
河 川 災 害 防 除 事 業 費	2,870,000	2,870,000	0	
海 岸 堤 防 修 築 事 業 費	24,532,234	24,517,039	15,195	
特 別 災 害 対 策 河 川 事 業 費	14,565,364	14,565,085	279	
河 川 等 災 害 関 連 事 業 費	6,431,357	6,431,246	111	
3 4 年 河 川 災 害 助 成 事 業 費	9,504,509	9,504,027	482	
3 4 年 河 川 等 災 害 関 連 事 業 費	67,787,287	67,787,173	114	
3 6 年 河 川 等 災 害 関 連 事 業 費	12,422,275	12,422,100	175	
3 6 年 河 川 等 災 害 助 成 事 業 費	21,803,643	21,797,757	5,886	
直 轄 河 川 事 業 費 負 担 金	73,186,000	70,251,256	2,943,744	
直 轄 海 岸 保 全 事 業 費 負 担 金	26,571,000	26,566,673	1,327	
河 床 堤 防 維 持 事 業 費	3,690,405	2,944,963	745,442	
河 川 防 修 事 業 費	224,799	181,901	42,898	
水 防 修 築 対 策 事 業 費	795,638	780,497	15,141	
港 湾 修 築 災 害 関 連 事 業 費	58,260,316	58,250,262	10,054	
3 6 年 港 湾 災 害 関 連 事 業 費	389,497	381,838	7,629	
直 轄 港 湾 事 業 費 負 担 金	2,518,000	2,517,640	360	
直 轄 港 湾 船 舶 計 理 費	28,798,952	28,712,794	86,158	
港 湾 船 舶 統 計 組 費	110,000	85,500	26,500	
港 湾 統 計 組 費	49,439,000	49,432,769	6,231	
港 湾 統 計 組 費	4,665,000	4,186,000	479,000	36年度繰越分

特別港整備費	58,000,000	19,945,648	38,054,352
"	48,802,000	48,802,000	0
34年河川等災害関連事業費	8,404,606	8,404,606	0
合計	595,634,630	553,176,610	42,458,020

(3) 37年度における河川生産物売払代金の収入済額は11,726,206円で、前年度に比較し4,359,309円減収している。これは、県庁舎竣功等による骨材需要の減と、骨材採取場所の縮少等が原因とも考えられる。河川の管理については、河川管理員を置き、河川取締規則に基づいて取り締まっているが、河川生産物採取の取締については前述のこととも関連して、さらに努力を要すると認められる。

常時の取締の強化と河川取締規則の各条項の励行、とくに河川生産物採取願事前提出の遵守と採取後の検査の励行等に努力されたい。なお、未収金の整理に努力されたい。

(4) 河川生産物売払代金は従来より雑収入に収納されて

いるが、河川法第17条の2追加制定の趣旨に鑑み、同法第42条の規定に従い公法上の収入として、雑収入より分別し、使用料(河川生産物採取料)として取り扱うよう検討されたい。

なお、公有水面使用料を雑収入に収納していることについても検討されたい。

(5) 37年度にしゅんせつ船開運丸を1,800万円をもって建造したが、稼動が12月に遅延したことが主因となり、船舶使用料7,715,000円の予算に対し2,869,960円の収入にしか過ぎなかつた。具有船舶使用料条例並びに船舶管理規則に基づき使用さるべきものであるが、使用期間経過後に申請書を提出しているもの等があつたので、事務の厳正を期すべきである。

(6) えい船造栄丸、しゅんせつ船因伯丸の改造並びに修繕工事を7,112,000円で請負に付したが、各2回にわたつて契約期間の延長を承認したため、港湾災害復旧工事の一部(7,518,000円)を翌年度に繰り越していった。延期願の理由のうちには検討を要すると思われるものもあつたので、これらについては、建設工事請負契約約款第28条の条項に従い処理されたい。

(7) 漁業権等の損失補償金37年度分を上道漁業協同組合はかる組合に19,850,000円支出しているが、契約締結に当つては、補償金額積算基礎を明確に記録しておく等検討されたい。

2 主な業務実績の状況

中小河川改修事業	7河川	2,577.2	79,975	千円
小規模河川改修事業	6	1,679.7	58,897	
河川局部改修事業	11	2,391.8	27,495	
特別失業対策河川事業	5	674.2	15,040	

河川等災害関連事業	3	125.4	19,439	
34年河川災害助成事業	2	1,091.5	72,000	
36年河川等災害関連事業	5	2,146.3	14,310	
36年河川災害助成事業	2	5,530	26,899	
直轄河川事業	3	—	70,251	
海岸堤防修築事業	2	海岸	633	15,000
直轄海岸保全事業	1	—	—	26,570
重要港湾鏡港の整備				69,300
具有船舶の整備浚渫船1隻新造及びその他改造				24,938

3 河川台帳の整備について

河川法第14条に規定する河川台帳の作成については、掘堀物掘堀使用料の収入とも密接な関係もあるので、新河川法立案との関係もあるが、年次計画を策定し、逐次整備するよう検討されたい。

砂 防 課 昭和38年10月12日 監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 同 中 田 玉 平
 同 同 千代西尾 泰 章